

平成25年 2 月13日

秩父広域市町村圏組合議会定例会会議録

秩父広域市町村圏組合議会

秩父広域市町村圏組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
説明のための出席者	4
職務のため出席した事務職員	5
開会・開議	6
議事日程について	6
議席の指定	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	7
諸報告	7
管理者提出議案の報告	7
管理者の挨拶	8
一般質問	1 1
議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 3
議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 4
議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 7
議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 4
議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 7
議案第 6 号、議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 2
閉 会	5 3

秩広組告示第 2 号

平成 2 5 年 2 月秩父広域市町村圏組合議会定例会を、次のとおり招集する。

平成 2 5 年 2 月 6 日

秩父広域市町村圏組合
管理者 久 喜 邦 康

1. 期 日 平成 2 5 年 2 月 1 3 日（水）午前 1 0 時
2. 場 所 秩父クリーンセンター 3 階大会議室

平成25年2月13日

秩父広域市町村圏組合議会定例会

秩父広域市町村圏組合議会定例会議事日程

平成 2 5 年 2 月 1 3 日 午前 1 0 時開会

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸報告
- 第 5 管理者提出議案の報告
- 第 6 一般質問
- 第 7 議案第 1 号 秩父広域市町村圏組合自立支援審査会条例及び秩父広域市町村圏組合の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 2 号 秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 3 号 工事請負契約の締結について
- 第 1 0 議案第 4 号 平成 2 4 年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第 3 回）
- 第 1 1 議案第 5 号 平成 2 5 年度秩父広域市町村圏組合一般会計予算
- 第 1 2 議案第 6 号及び議案第 7 号一括上程
 - 議案第 6 号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について
 - 議案第 7 号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更について

(開会 午前10時00分)

出席議員 (16名)

1番	新井重一郎	議員	2番	高野宏	議員
3番	金田安生	議員	4番	落合芳樹	議員
5番	江田治雄	議員	6番	出浦章恵	議員
7番	福井貴代	議員	8番	浅海忠	議員
9番	富田能成	議員	10番	若林新一郎	議員
11番	大野喜明	議員	12番	四方田実	議員
13番	齊藤實	議員	14番	新井利朗	議員
15番	黒澤光司	議員	16番	小菅高信	議員

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

久喜邦康	管理者
加藤嘉郎	副管理者
石木戸道也	理事
大澤芳夫	理事
福島弘文	理事
木村健一	監査委員
森真太郎	事務局長
浅見真一	消防長
荒船勇	会計 管理者
高橋徹也	総務 調整幹
飯島起也	事務局 次長兼 会計課長
野口政則	消防署長
小林和明	消防本部 次長
若林利忠	専門員 兼管理幹
高橋正明	専門員 兼管理幹

村	田	康	行	専門員兼 指令課長
富	田	豊	彦	管理課長
横	田	好	一	福祉保健 課長
今	井	祐	二	業務課長
野	澤	好	博	クリーン センター 所長
小	池	好	美	環境衛生 センター 所長
阿	保		登	総務課長
梅	澤		茂	予防課長
荒	船	和	夫	警防課長

職務のため出席した事務職員

富	田	豊	彦	書記長
千	嶋		浩	書記

午前10時00分 開会

○開会・開議

議長（若林新一郎議員） ただいまの出席議員は16名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年2月秩父広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

○議事日程について

議長（若林新一郎議員） 議事日程は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

○議席の指定

議長（若林新一郎議員） まず、議席の指定を行います。

今回議員辞職に伴い、新たに組合議会議員になられました秩父市選出の金田安生議員の議席は、会議規則第3条第2項の規定により、議長において指名いたします。

議席番号と氏名を書記に朗読いたさせます。

（千嶋 浩書記登壇）

千嶋 浩書記 朗読いたします。

3番 金 田 安 生 議員

以上です。

議長（若林新一郎議員） ただいま朗読いたしましたとおり議席を指定いたします。

それでは、新議員にご挨拶をお願いいたします。

3番、金田安生議員、登壇してご挨拶をお願いします。

（3番 金田安生議員登壇）

3番（金田安生議員） 3番に指名されました金田安生でございます。初めてではないので、新人には間違いないですが、公明正大にきちっと決められたことを守るような形で頑張りますので、ひとつよろしくをお願いします。

以上です。

○会議録署名議員の指名

議長（若林新一郎議員） 次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において指名いたします。

7番 福 井 貴 代 議員

8番 浅 海 忠 議員

9番 富田能成議員

以上3名の方をお願いいたします。

○会期の決定

議長（若林新一郎議員） 次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（若林新一郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○諸報告

議長（若林新一郎議員） 次に、諸報告を行います。

監査委員から例月出納検査の結果報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

この際、監査委員に説明を求めます。

木村監査委員。

（木村健一監査委員登壇）

木村健一監査委員 おはようございます。監査委員の木村でございます。それでは、例月出納検査の結果についてご説明いたします。

お手元に配付されております報告書は、平成24年10月から12月までのそれぞれの月末現在における出納検査を実施したものでございます。これらについて検査しましたところ、一般会計及び歳入歳出外現金とも現金出納簿の各月末残高は検査資料と符合し、正確に処理されておりました。

また、歳計現金等については定期預金及び普通預金により保管されており、通帳、証書等の管理も適切でありました。

なお、平成24年12月末現在の一般会計及び歳入歳出外現金の残高は6億6,806万7,949円であることを確認いたしました。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

議長（若林新一郎議員） 以上で諸報告を終わります。

○管理者提出議案の報告

議長（若林新一郎議員） 次に、管理者から議案の提出がありましたので、報告いたします。

書記に朗読いたさせます。

(千嶋 浩書記登壇)

千嶋 浩書記 …… (朗読) ……

秩広管発第416号

平成25年 2 月13日

秩父広域市町村圏組合議会

議長 若 林 新一郎 様

秩父広域市町村圏組合

管理者 久 喜 邦 康

組合議会付議議案について

本議会に付議する議案を、次のとおり提出します。

記

議案第 1 号 秩父広域市町村圏組合自立支援審査会条例及び秩父広域市町村圏組合の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 2 号 秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第 3 号 工事請負契約の締結について

議案第 4 号 平成 2 4 年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算 (第 3 回)

議案第 5 号 平成 2 5 年度秩父広域市町村圏組合一般会計予算

議案第 6 号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について

議案第 7 号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更について

議長 (若林新一郎議員) ただいま報告いたしました議案は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

○管理者の挨拶

議長 (若林新一郎議員) この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。管理者。

(久喜邦康管理者登壇)

久喜邦康管理者 改めまして、議員の皆様おはようございます。2月定例会ということで、議長のお許しをいただきましたので、一言この組合の管理者としての挨拶をさせていただきます。

この2月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多忙のところご出席を賜り、まことにありがとうございました。また、常日ごろから本組合事業推進のためにご尽力をいただいておりますそれぞれの議員各位におかれましても、心から厚く感謝、御礼を申し上げます。

さて、その話の内容になる前に、ちょっと一言所感を述べさせていただきます。昨日北朝鮮の核

実験があったという報道で、非常に憤りを覚えるものでございます。本日読売新聞の編集手帳というところを読んでいましたら、これは聖徳太子が書いたと言われる憲法十七条の16にある、春より秋に至るまで農桑のときなり。民を使うべからずという言葉がありまして、これは要するに農村の畑の忙しいときは民に使役をやってはいけないというところを聖徳太子は言っている。それとあと、仁徳天皇のときは民のかまどはにぎにぎしけりというふうな歌を詠んでいるんですが、領民を飢えさせない。何はさておいても食わせる。為政者が備えるべき心がけだというふうなことを仁徳天皇は言っております。

そういう中でこの記事が、北朝鮮の3回目となる核実験を強行したと。韓国の専門家によれば、北朝鮮はこれまで日本円にして約5,200億円を核開発に費やしたと。その金でトウモロコシを北朝鮮の民に購入してあげれば、何と50年分を賄えたはずだということ。私もこの記事を読んだときに、民を思い、そういう国政を北朝鮮ではやっていただきたいし、まさに私は今回の核実験、暴挙であるというふうに思い、非難をしたいというふうに思っております。そのような思いを申し上げながら、広域組合の事業について、これからしばしの間申し上げます。

新火葬場建設事業につきましては、2月6日に開かれました議会全員協議会におきまして事務局長より報告をいたしましたように、建築設計業務及び火葬炉設備工事の業者選定をプロポーザル方式により進めております。現在応募のあった業者のことですが、参加資格をそれぞれ選定委員会が審査をいたしました。それで、両事業、つまり設計と火葬炉の両事業ということで、その応募のあった事業者全員が参加資格を認められたということ、そして事業提案書の提出を各事業者に要請をしているところであるということでございます。その結果、応募のあったそれぞれ3社につきましてご説明を申し上げます。

まず、火葬場の建築設計業務のほうですが、株式会社梓設計、株式会社桂設計、株式会社佐藤総合計画、3社になります。今度は、火葬炉のほうでございますが、株式会社宮本工業所、富士建設工業株式会社、太陽築炉工業株式会社、この3社。3社、3社になります。このプロポーザルが行われるわけですが、今後の予定ですけれども、技術提案書の提出を受けた後に、プレゼンテーション及び公開ヒアリングを、建築設計業務が3月18日になります。それから、火葬炉になりますが、これが3月21日です。会場なのですが、ここクリーンセンター3階です。そこで、3月下旬には業者決定をするということでございます。議員の皆様におかれましてもお忙しいとは思いますが、来月18日、21日、ぜひ傍聴においでいただきますように心からお願いをいたします。

なお、秩父市のことになりますが、市役所の設計のプロポーザルのときにも市議の方々にお願いをいたしまして、大変公正、透明性の高いプロポーザルができたというふうに思っています。今回も火葬場ということでございますので、今後50年、100年に影響を及ぼすかと思われる大事業です。議員各位におかれましては、繰り返して申し上げますが、18、21日にこの会場にお越しいただき、傍聴をお願いをいたします。

次に、消防分署のことをございます。消防分署統廃合計画に基づきまして、消防分署庁舎の建設を進めてきております。本日契約締結の議案を上程させていただきました。なお、先ほど消防長のおわび、私の管理不行き届きでございますので、私のほうからもおわびをさせていただきます。議会決定前にそのような、まさにフライングみたいなことがありましたのはまことに申しわけなく思いますし、今後このようなことがないように厳重に注意をいたします。そして、南分署庁舎建設（第一期）ですが、この入札を1月16日に行いまして、落札業者が決まりました。議決いただいた後に着工となる運びでございます。

計画に基づく消防分署庁舎の建設、これ残すところいよいよ吉田、小鹿野の西分署のみということになります。この件につきましても、先日の議会全員協議会でこちらのほうから説明をさせていただきました。建設候補地、小鹿野町飯田の三田川中学校北側に決めさせていただきました。小鹿野町長さんを初め、また関係する小鹿野町議員、そしてまた吉田関係の秩父市議会議員の方々、そしてまたいろいろ地権者等々小鹿野町関係、大変にお世話になりまして、いよいよ進むわけでございます。建設予定地をご提供いただきましたことに、改めて関係各位に感謝を申し上げます。ありがとうございました。

西分署庁舎の建設ですが、平成25年度と26年度、2カ年で行う予定です。平成26年度中には4分署体制となります。各分署に高規格救急車を配置することができ、住民の安心安全の向上につながるものと存じております。本組合は、先ほど申し上げました火葬場、そしてこの消防救急業務以外にもごみの処理や救急医療施設の総合調整など、地域住民の生活に密着した業務を所管しております。一日たりともその業務をおろそかにできないところでございます。議員各位におかれましては、本組合が担う役割につきまして、さらなるご理解とご支援、ご協力を心からお願いを申し上げます。以上議案前の組合の現況の説明をさせていただきました。

それでは、議案書に入らせていただきます。

議案第1号ですが、秩父広域市町村圏組合自立支援審査会条例及び秩父広域市町村圏組合の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例、これでございますが、障害者自立支援法の一部が改正されたことに伴い改正するものでございます。

次に、議案第2号でございます。秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。住居手当等について、人事院規則等に倣って規定いたしたいため、所要の改正をするものでございます。

次に、議案第3号 工事請負契約の締結についてでございますが、先ほど申し上げました消防南分署庁舎建設工事第一期の請負契約の締結でございます。制限付き一般競争入札の結果、契約を締結したいものでございます。

次に、議案第4号は、平成24年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第3回）でございます。この補正予算ですが、事業執行にかかわる所要の補正を行い、歳入歳出予算それぞれから1億

52万1,000円を減額し、歳入歳出予算総額33億9,686万9,000円としたいものでございます。

次に、議案第5号 平成25年度秩父広域市町村圏組合一般会計予算、新年度予算、これでございます。本会計は、独自財源がないことから、構成市町の負担金に依存して組合運営を行っているところでございます。このような中で、火葬場建設事業、あとは秩父クリーンセンター基幹的設備改良工事、消防救急デジタル無線設備事業、消防分署統廃合事業、これを4つの大事業として位置付けております。この4大事業にかかる経費が相当見込まれていることから、平成25年度の歳入歳出予算総額ですが、49億6,482万2,000円で、24年度、今年度の当初予算、これと比べますと15億2,836万6,000円の増額となっております。4大事業を行うために、15億円の増額になっているということでご理解いただきたいと思います。

次に、議案第6号、埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について及び議案第7号、埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更につきましては、同組合から脱退及び加入する団体があるため、同組合規約の変更をすることについてのご協議をいただくものでございます。

以上提出議案の概要を説明をいたしました、詳細につきましてはさらに各担当からご説明を申し上げますので、十分ご審議をいただき、ご可決賜りますようよろしくお願いをいたします。

議員各位におかれましても、それぞれの市町の3月議会を控えていることだと思います。公務大変ご多忙の折とは存じますが、健康には十分ご留意をいただきまして、ご健勝にてご活躍のことをご祈念を申し上げ、管理者としての挨拶とさせていただきます。本日は長時間になりますが、広域組合議会よろしくお願いいたします。

以上です。

○一般質問

議長（若林新一郎議員） これより一般質問を行います。

お手元に配付してございます一般質問通告一覧表に従いまして順次発言を許します。

発言に入る前に一言申し上げます。質問者においては、その内容を端的に述べられ、またこれに対する答弁も要点を簡明に述べられるよう特にお願いいたします。

それでは、発言を許します。

7番、福井貴代議員。

（7番 福井貴代議員登壇）

7番（福井貴代議員） 7番、公明党の福井貴代でございます。議長のお許しをいただきましたので、早速質問に入らせていただきます。

今回私が質問させていただきます項目は、大きな項目1つのみでございます。廃棄物収集の業務委託について。まず、初めに現況について伺います。現在廃棄物の収集については、2社に委託し

ていると聞いています。平成23年度の歳入歳出決算書の説明では、吉田、大滝、荒川地区を除く秩父市分で年間約1億900万円、秩父市吉田、大滝、荒川地区及び町の分で年間約1億800万円で、合計約2億1,700万円の委託料を支払っています。また、平成25年度の予算書を見ても、計2億500万円の計上がされ、大変大きな金額となっています。この廃棄物収集の業務委託の現況について、7点伺います。

1つ目、委託先の2社はどこか。2つ目、契約方法はどのようになっているか。3つ目、現在の2社への委託はいつから始まり、何年続いているのでしょうか。4つ目、今までほかの業者への委託を検討したことがあるか。変えなかったのはなぜか。5つ目、収集箇所は現在何カ所か。6つ目、収集車は何台で対応しているか。7つ目、収集車両は1台価格どのくらいするのでしょうか。また、その所有は組合なのか、業者なのか。

2番目に、今後について伺います。恐らくこの契約について長い期間、現在の委託先2社で業務を行っていただいていると思います。でも、時がたって、時代が変わって、収集業務を担える企業が育ってきていると思います。ごみ収集業務への参加条件を公にし、参加機会を平等に開いてほしいという声があります。現在の契約方法を変えて、競争の原理を入れてはどうでしょうか。契約方法の変更についてお考えを伺います。

3つ目、医療廃棄物について。医療廃棄物とは、医療行為に関係し排出される廃棄物のことを指します。廃棄物処理法上の区分では、感染性廃棄物という特別管理廃棄物に区分されています。感染症の汚染源となる可能性があるため、適切に処分されることが望ましく、当組合では受け入れていないと認識をしています。この医療廃棄物が入っているのではないかという心配をされる声がございます。これら医療廃棄物を入れないためのチェック体制、そして収集業者への指導等の対策について伺います。

壇上での質問は以上でございます。あとは、自席にて再質問をさせていただきます。

議長（若林新一郎議員） 7番、福井貴代議員の質問に対する答弁を求めます。

事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

森 真太郎事務局長 それでは、7番、福井貴代議員の質問について順次お答え申し上げます。

まず、廃棄物収集の業務委託のうち現況についてお答え申し上げます。ご案内のように、本組合のごみ収集処理業務は、昭和45年9月より開始をいたしました。当初は、可燃ごみ、不燃ごみの2区分でございます。そして、昭和59年から廃乾電池が加わり、3区分となりました。そして、平成4年10月からはごみの減量化、資源化を図るため、紙、布類の収集を開始したところでございます。さらに、平成8年1月からは缶、瓶類の収集を開始いたしました。そして、平成8年7月でございますけれども、可燃、不燃ごみ袋の有料指定ごみ袋の収集も開始をさせていただきました。そして、平成18年度からでございますけれども、やはり資源ごみでございますペットボトルの収集も開始い

たしまして、現在の5分類の収集体制が確立したというところでございます。

次に、収集に当たりましては、昭和45年業務開始当初は、旧市内につきましては組合直営の収集車両10台でごみの収集を開始いたしました。町村部につきましては、民間業者、これは秩父通運株式会社になりますが、ここに業務委託をして、収集車両2台で業務を開始いたしました。その後、昭和49年に市内の収集の一部を民間業者、これは昭和通運株式会社になりますが、業務委託を行いまして、組合直営の収集車両を年々徐々に減らしまして、昭和59年3月には組合直営による収集を全て廃止をいたしました。そして、昭和59年4月より現在の2業者、昭和通運株式会社、秩父通運株式会社への全面業務委託ということになったものでございます。これが現在まで続いているという状況でございます。

本年度の状況でございますけれども、旧市内につきましては昭和通運株式会社に業務委託をしておりまして、可燃ごみは週2回、不燃ごみは月1回、資源ごみ、これは紙、布類、缶、瓶類、ペットボトルにつきましては月2回の収集を行っております。

収集車両でございますけれども、可燃ごみ、不燃ごみの収集につきましては2トンパッカー車6台、資源ごみの紙、布類収集につきましては2トン平ボディー車2台、資源ごみの缶、瓶類につきましては2トンパッカー車2台、資源ごみのペットボトル、これにつきましては収集2トンパッカー車1台により業務を行っております。なお、この車は全部昭和通運株式会社の車両でございます。このお値段ということが質問にあったかと存じますけれども、2トンパッカー車で約700万円、4トンパッカー車で約850万円、2トン平ボディー車で350万円というおおむね価格であるというふうにお伺いしております。なお、パッカー車につきましては1人乗車、そして平ボディー車につきましては2人の業務員の乗車となっております、年間の業務委託料は9,951万4,800円となっております。本年度分でございます。

それから、旧町村内につきましては、秩父通運株式会社に業務委託をしておりまして、収集品目、回数につきましては今お話しした旧市内と同一でございます。車の関係でございますけれども、可燃ごみ、不燃ごみの収集につきましては2トンパッカー車4台、4トンパッカー車2台、資源ごみの紙、布類につきましては、収集2トン平ボディー車2台、資源ごみの缶、瓶類の収集につきましては2トンパッカー車1台、そして4トンパッカー車1台、資源ごみのペットボトルの収集につきましては2トンパッカー車の1台ということでございます。所有形態は、昭和通運と同じように秩父通運のほうで全部車両を保有しております。年間の業務委託料につきましては、1億566万円となっております。

そして、収集の箇所数でございますけれども、旧市内につきましては可燃ごみ1,404カ所、不燃ごみ1,227カ所、旧町村部につきましては可燃ごみ1,064カ所、不燃ごみが1,017カ所となっております。なお、資源ごみは原則不燃ごみの収集場所と同一となっております。

業務委託の契約に当たりましては、現在までこの2社による特命随意契約により契約を継続して

まいりました。この特命随意契約をしてきた理由でございますけれども、ごみの収集業務は住民生活に大変密着した業務で、安全確実に業務が遂行できることが何よりも優先されるということで考えたわけでございます。そして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令でも、市町村が一般廃棄物の収集運搬、処分を市町村以外の者に委託する場合の基準を定めております。その一つといたしましては、受託者が受託業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基盤を有しまして、かつ受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること、また同時にこの受託料が受託業務を遂行するに足る額であること、こういったことも定めております。このように廃棄物処理及び清掃に関する法律では、一般廃棄物の収集業務の公共性に鑑みまして、いわゆる経済性の確保等の要請よりも、業務遂行の適正性の確保を重視しているというふうに解釈できると考えております。そういったことで、地方自治法の第233条の契約の締結方法では一般競争入札を原則としておりますけれども、本組合ではこの廃棄物の処理及び清掃に関する法律の趣旨も踏まえまして、ごみ収集の業務が安全確実に行えることを最重要視いたしまして、こういった特命随意契約による契約を継続してまいったというようなことでございます。

もちろん委託料につきましては、委託業者との交渉を行う中で、周辺自治体の委託料などを参考に適正な額を定めてきたというふうに考えております。特に最近では、平成23年度と24年度の委託料の比較をいたしますと、昭和通運株式会社では2トンパッカー車車両を1台減らすことによりまして、942万4,800円の減額を図りました。また、秩父通運株式会社では、198万円の委託料の削減も図っているという状況でございます。

総括的に申し上げますと、本組合のごみの収集業務は現行体制により、両委託業者の努力もありまして、長い業務実績から業務遂行のノウハウも確立されておると。そして、社員教育もよくできていることから、大きな問題もなく安全確実に業務遂行ができていたというふうに思っております。以上が今までの経過と現況についてお答え申し上げます。

そして、大きな2点目になりますけれども、(2)の今後についてということでございます。ただいま申し上げましたように、本年度までにつきましては特命随意契約で契約を行ってまいりました。そのような中で、この契約方法について見直しをしようという議論があったのかどうかというようなことでございますけれども、これにつきましても事務部局でもいろいろ議論を重ねてきた経緯がございます。しかし、最終的には今までのように実績を重視して、住民サービスの提供の安全確実にどうしても最優先ということで、このような契約形態を行ってきたのが現実でございます。

こういった経過の中で、近年ではごみ収集運搬の実績を有する業者も育ってきていると。そして、この契約方法の見直しにつきましては、久喜管理者の指示によりまして、これは強い指示によりまして、平成22年度より近隣市町村や一部事務組合等にアンケート調査等も行いながら継続検討してまいりました。その結果、やはり契約の公平性、透明性、経済性の観点から、平成25年度の契約に当たりましては競争原理を取り入れていくことが必要であるという結論に達しました。

ただし、競争入札を実施した結果、安かろう悪かろうの業者選定になったのでは、圏域の住民の皆様へのサービスの低下につながるおそれもございます。最終的な責任は、広域組合になるわけでございます。そこで、ごみの収集業務は生活に密着している大切な業務であるというようなことから、法律の趣旨も踏まえまして、入札に参加する業者の必要な資格を十分吟味いたしまして、厳しい参加条件にする必要があるというふうに思っております。なお、秩父地域の経済効果を勘案いたしまして、地元業者に絞ってまいりたいというふうに考えております。このようなことから、契約方法につきましては条件付きの一般競争入札による方式を導入して実施したいというふうに考えております。現在この方式について事務方で詳細に詰めておりますけれども、新規に参入する希望を有する業者が入札に参加できるような配慮もある程度必要かというふうに考えております。

また、この入札により委託業者が変更になった場合でございますけれども、やはり一朝一夕には収集場所、ルートの習得というのはなかなか難しいということでもありますので、ある程度の猶予期間というのも、そういったことも設ける必要があるのではないかと考えております。いずれにしても、契約の公平性、透明性、経済性を確保しながら、安全確実な業務遂行を担保できるような契約方法に改めてまいりたいと思っておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思っております。

なお、若干広域組合の契約の関係でお話ししたいと思うのですが、広域組合、随意契約が非常に多いというご指摘があちこちで聞こえてまいります。広域組合といたしましては、随意契約を多くしているわけではないのですが、やはりどうしても基本的な考え方といたしまして、今もお話ししましたが、圏域住民の生活環境を守るというような業務もたくさん預かっておりますので、安心安全にその業務が遂行できることを最優先した結果、こういった随意契約が多いというような実績があるかと存じます。例えばクリーンセンターの場合でも、やはり煙やにおいを出さず、近隣住民の生活環境を安全に保ちまして、迷惑をかけないと。そして、圏域内に1つしかない施設でございますので、故障ですとか事故による運転停止を絶対に起こさないように、従事者の高度の知識ですとか技術の習得、そして施設の維持管理に習熟する必要があるというふうなことを受けまして、随意契約を行ってきた場合がございます。また、業務委託するには必要な免許ですとか許可など、資格を所有しなければならないものもございます。そういったことで、どうしても1者しか選べないということがあったわけでございます。その中でも、クリーンセンターの修繕業務などでは分割いたしまして、地元業者に発注できるものについては入札をして契約をしてきた経緯などもございます。

今後は、各種業務につきましてよく精査をして、入札できるものについては競争入札をして契約をしてもらいたいというふうに考えておりますので、この点につきましてもご理解を賜りたいと思っております。

最後になりますけれども、(3)の医療廃棄物でございます。この医療廃棄物の取り扱いにつき

ましては、ごみカレンダーでございますとか組合ホームページ等で、これは注射器でございます。これは、通院している病院に返してくださいというようなお知らせを、住民の方にも啓発活動を行っております。また、医療機関につきましては、秩父郡市医師会を通じまして、医療機関での適正な処理をしていただくことでございますとか、併せて患者さんへの啓発活動もお願いをしているというところでございます。また、ごみの集積所の収集に当たりまして、ごみ袋の中に違法な医療廃棄物などの混入が発見されれば、このごみ袋は収集できませんというようなシールを貼って、違法な排出者に対しての警告を出したりして、分別の徹底、適正処理の注意喚起を行っておるという状況でございます。また、ごみの収集運搬許可業者がございすけれども、この搬入する事業系一般廃棄物の中に医療廃棄物を始めとする産業廃棄物等が混入されないよう、許可業者への指導、これは文書指導も含めてでございますけれども、徹底をいたしております。さらに、このごみ処理施設へ搬入されるごみのチェックも毎年定期的に行いまして、水際での対応も行っておるというふうな状況でございます。

いずれにしても、医療廃棄物は本組合では処理できないことから、適切な処理が行われますよう関係機関とも密接に連携を図りながら、積極的な啓蒙活動を行ってまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（若林新一郎議員） 7番、福井貴代議員。

7番（福井貴代議員） ご答弁ありがとうございます。

本当に今回このごみの問題について、久喜管理者がいち早く手を差し伸べてくださっていたという、このことが私は本当に救われたなという思いがいたします。私は、広域議員を5年間しておりましたけれども、ご指摘をいただくまで本当に気づかずに来てしまっていた自分が、何ということだったのだろうと、本当にこれもっと早く気づくべきだったと自分は反省したわけですが、やはりさまざまな当初の状況の中で、事務局長がおっしゃったように安全を重視しながら進めてこなければならなかった、また初期の業者さんが本当に努力を重ねて今の仕事を築き上げてくださっている、そのことも本当によくわかりながら、やはり現状の中で、また時代の中で、市民の皆さんに公平にやっていく、このことはすごく大事なことであり、また時が来ていると私も判断をいたしまして、今回一般質問をさせていただきました。

本当にお答えいただきたいことを、全部私の思いをお答えいただいたので、期待ができる入札方法に変わっていくのだなと私は思って、見守っていきたいと思っております。本当に競争が入ることによって、価格ももっと下がるのではないかという思いもいたしますし、安全の問題に関しては絶対に今以上に下げてはならない、品質を維持していかなければならないと思いますし、さまざまなところを抑えながら、どうかこの点、しっかりと取り組みをお願いをしたいと思います。

そしてもう一点、不透明というか、なりがちなこの契約状況の中で、市民からの要望に関しては、

今建設の入札でも全部ホームページとか、さまざまところに公表がされています。そういった組合の契約に関しても、どういう契約で、どういうところに入札がされていったのか、どういう金額なのか、この情報がきちっとわかっていくということが大事だと思います。ぜひこの公表の方法についても検討をいただきたいと思いますが、その点についていかがでしょうか。

議長（若林新一郎議員） 事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

森 真太郎事務局長 福井貴代議員の再質問でございますけれども、契約の締結内容につきましては、当面組合のホームページに掲載をいたしまして、広く圏域の住民の皆さんにお知らせをするように努めてまいりたいと存じますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

議長（若林新一郎議員） 7番、福井貴代議員。

7番（福井貴代議員） ありがとうございます。ぜひともお願いをいたします。

また、久喜管理者に、この件について見解をお伺いしたいと思うのですが、やはり決断に至った思い、また背景等を含めてお答えいただければと思います。お願いいたします。

議長（若林新一郎議員） 管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

久喜邦康管理者 再々質問にお答えをいたします。

今回のいろいろなごみ収集のことで、特定随意契約という形で進めてきたこと、確かにその経緯から見ますと、ある意味しょうがないかなというところもあったのですが、私が平成21年に就任させていただいてから、広域関係では本当に随意契約が多いというようなのは感じており、特にこのごみ収集、またいろいろな工事等々、広域の中では本当に多いなという感じがして、そしてそれとともに、職員がそれに甘んじている傾向があるのではないかなというふうなところが就任したときの感覚として持っていました。

例えばこれを随意契約ではなくて、一般競争入札でやられたらどうかということもあった中で、これは前から随意契約でしたから、ずっと随意契約でしたからこれはしょうがないのですというふうなことを広域職員からの答弁、打ち合わせの中でそういう話をいただいたときに、いやこれ違うだろうというふうなところを前々から思っていたのですが、でもその中でも職員とのやりとりの中で、これは一般競争入札にしたらという話をしても、いやこれはなかなかできないのですよねと、そんなやりとりあったのです。でも、私のほうも負けるところがありまして、では今回は随意契約というところも判断の中にあっただけですが、でもその後屈せずに、随意契約という話が来たときに、いや市民から、住民から随意契約が広域は多いのだ、多いのだということを盛んに職員に話している中で、そして今回この随意契約の大きな第一歩が始まるというところ、私も大変これはうれしく思いますし、広域の職員が考え方をまさにチェンジしていただいたというところで、私自身もうれ

しく思います。

ただ、今回ちょっと懸念しているのは、ごみ収集に関して、秩父地域大変広いところですし、ご存じのとおり福井議員の地元の上町1丁目、あの辺のところもごみ収集車が入る順序があるわけですね。それで、また機械もあるわけで、要するにパッカー車というのですか。そういうふうなものところ等々、これはがらっと業者が変わったときに、住民の方々に大変ご不便をおかけしてしまう、これはもう最悪の状態です。そういうふうにならないような方法をとっていかなければいけないし、そしてその中でほかの業者との地域限定の一般競争入札というところで話を進めていきたいというふうに思っています。

それともう一つ、単に金額だけというよりも、ポイントになるのはやっぱり住民サービスではないのでしょうか。住民サービスを優先させる上においては、入札金額だけで切ってしまうというふうな判断、これはまずいというふうに思います。ですから、ある意味特殊な地域限定の一般競争入札というふうな形かなというふうに思っています。いずれにしろ、競争原理が働いて、しかも透明性がきちんと確保された公平な入札ということで進めればというふうに思っています。今後の成り行きをぜひご注目いただいて、こちらといたしましてもほかの自治体のいろんな状況もよく調査しながら、最終的な形にしていると。いずれにしても、今回ごみ収集の随意契約の改革でございますが、これからさらに広域事業、大変金のかかる事業がありますので、随意契約をできるだけ減らして、一般競争入札という形にチェンジしていくよう最大限の努力してまいります。

以上です。

議長（若林新一郎議員） 以上で7番、福井貴代議員の一般質問を終わります。

次に、6番、出浦章恵議員。

（6番 出浦章恵議員登壇）

6番（出浦章恵議員） 6番、日本共産党の出浦章恵でございます。

まず1点目、新火葬場建設事業計画について伺います。新火葬場事業基本計画報告書概要案が示されました。新火葬場建設について、私の考えと要望を含めて、意見を述べながら質問をさせていただきたいと思います。

初めに、新火葬場建設については、決して華美であってはならないということは言うまでもありません。しかしながら、設備としては今回建設計画案で示していただいているこの程度のものは必要な設備であると考えております。必要な設備は、この際きちんと備えるべきだろうというふうに思います。また、以前クリーンセンターの基幹工事について、多くの市民の批判を受けたことは記憶に新しいと思いますが、市民批判を浴びることのない建設をしなければなりません。今回プロポーザル方式で行うということですから、それを最大限生かして建設をすべきだと考えますが、どのようにお考えか伺います。

次に、これまで視察での三重県の名張での10億円で十分なものができたという話があるようにも

聞いておりますが、今回の計画を見ますと18から19億円とされております。約20億円もかけるというのは多過ぎるのではないかと率直に思います。20億円につきましては、再検討の必要があるのではないかと考えております。この辺についてのお考えを伺います。

さらに、そのうちの周辺対策費に当たる経費だと思いますが、3億円。これは、少な過ぎるのではないかと考えるのです。これは、これで賄えるのだろうかというふうに危惧をしております。この辺についてのお考えはいかがでしょうか、伺いたいと思います。

6日の全員協議会では、いよいよプロポーザルに参加する3社についての報告がございました。先ほどの説明の中のお話の中にもありました。募集に参加をしてきたのは、建築設計業務、火葬炉設備工事それぞれ3社ずつというのは、これは偶然なのかどうか、確認の意味で伺いたいと思います。また、事前に問い合わせのあった業者、これはなかったのでしょうか。この点についても伺いたいと思います。

2つ目のごみ収集の現状について伺います。可燃ごみの収集業務は、現在週2回行われておりますが、ごみが多く出る時期である年末と夏場の収集回数をふやしてほしいという声があります。暮れの正月の料理づくりで、どうしても生ごみが多く出る、こういう時期だということであります。また、大掃除や片づけ等で可燃ごみ等も多く出るという時期です。また、夏場の生ごみについて申し上げますが、子育て世帯や家族の多い世帯ではどうしてもごみが多く出るということであります。夏場は、火曜日の収集日から金曜日までににおいの問題も出てまいります。収集日をふやすということが望まれておりますけれども、経費の問題ということが出てくるのだろうと思います。市民サービスという観点から質問させていただいているわけですが、収集の回数をふやしていく、これは可能かどうか。例えば毎週ではなくても、隔週で回収日をふやしていくということも考えられるのかどうか、この辺について検討していただけたらというふうな思いで伺います。

これにつきましては、議事録等も調べてみましたら、昨年でしょうか、6台で市内の収集をしている車1台を、経費削減を事務局が求めたのだと思います。1台減らしても現在行っている収集がやっていけるというふうなことが業者からも言われており、1台減らして予算の削減を行ったという経過があるようでございます。この辺についてなのですが、確かに経費削減ということはやっていかななくてはならないということで皆さん考えていくのだろうと思いますが、住民サービスという点でいいますと、経費削減ばかりが優先されていいのだろうかという、こういうふうに私は思っているところであります。

さらに、現在の収集業務の現状ですが、これは何社に業務委託をしているのか、業者は何台の車でやっているのかということを質問しようと思っていたわけなのですが、先ほどの7番議員の質問にも出ておまして、答弁もございましたので、この辺は割愛をしていただいたの答弁になっても結構でございます。当局にお任せをしたいというふうに思っています。

最後になりますが、不燃ごみの収集業務、この現状についてもお聞かせをいただきたいというふ

うに思います。

この場所からは以上でございます。

議長（若林新一郎議員） 6番、出浦章恵議員の質問に対する答弁を求めます。

事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

森 真太郎事務局長 6番、出浦議員の質問のうち、1の新火葬場建設事業計画についてお答えいたします。

ご案内のとおり、新火葬場の建設事業基本計画の概要につきましては、昨年11月に開催されました組合議会全員協議会でご説明申し上げたとおりでございます。現在この計画に基づきまして、先ほど管理者の挨拶にもございましたように、建築設計業務と火葬炉設備業務についてのプロポーザル方式による業者の選定を進めておるところでございます。この業者につきましては、それぞれ3社ずつということでございます。これは、たまたま偶然でございまして、3社からの申し込みがあったということでございまして、先般も全員協議会でも申し上げましたけれども、建築設計の業者につきましては、もう少し多い業者の申し込みがあるかと思ったわけでございますけれども、業者のほうでもいろいろ考えた上で、結局3社ということになったものと思います。火葬炉につきましては、大手3社ということでございますので、想定していた業者であったというふうに思っておるところでございます。今後2次審査に向けました技術提案書の提出を各社のほうにお願いをしておるところでございます。ご案内のように、この基本計画が現在組合で計画しております新火葬場の基本となる考え方であるというふうに理解をいただければと思っております。

しかし、今後組合といたしましては、基本設計をまとめる段階で、さらに具体的な内容につきまして詳細に詰めて最終決定をしまいたいというふうに考えておりまして、そういう段階で、この組合議会を始め、圏域住民の皆様の意向等も伺いながら設計等を詰めていければというふうに考えているところでございます。

一方、この基本計画の概算総事業費が現在18から19億円あると。この経費につきましては、以前組合議会のほうでご視察をいただきました三重県名張市の斎場と比較しても高いのではないかと。計画が華美になっているのではないかとというような趣旨のご質問であったかと存じます。この概算総事業費につきましては、この基本計画を取りまとめた建設設計のコンサルタントと協議をする中で取りまとめた試算の数値でございます。この基本計画の策定時点では、建築計画ですとか仕様程度等はまだ未定であることから、先進的な事例などを参考としつつ、構成市町の厳しい財政状況を勘案しながら、できる限りのコストの縮減に努めて試算をしたものでございます。したがって、本試算につきましては、今後プロポーザルで建築設計業者、そして火葬炉業者決定をされまして、事業の範囲、そして建設計画の具体的な内容が定まる時期、これは来年度予定しております基本設計時になりますが、このときに改めて精査をして詰めてまいりたいというふうに考えております。

なお、名張市斎場が総事業費が約10億円程度であったというふうなことでございます。かつて組合議会の委員会等でも、名張市の斎場を基本に調査報告書の提言をいただきまして、可決をいただいて、私どももそれをベースにこういった計画をまとめておるわけでございますけれども、名張市斎場につきましては、名張市の地方が火葬が葬儀の後の後火葬という形の葬儀慣習であるというようなこと、そういったことから、火葬場への来場者が大変少ないというようなこともありまして、待合室も大変小さいものであるというふうなことから、延べ床面積が約1,700平方メートルという比較的コンパクトな設計になっているというふうなことでございます。現在秩父の基本計画では、延べ床面積が2,800平方メートルから3,200平方メートルと、名張と比較いたしましても1.6から1.8倍程度の施設計画規模であるというふうなことでございまして、こういったことを勘案しますと、10億円程度での総事業費での建設は現段階では難しいのかなというふうに考えております。

なお、周辺対策費の3億円ということでございますけれども、これにつきましては地元の下宮地町会との基本協定に基づいたいろんな諸事業をする中での対策費ということもございまして、この程度の経費で足りるのではないかというふうに試算をしております。もちろん市町の厳しい財政状況は将来にわたりまして引き継がれるということでございますので、今後策定する基本設計の段階でできる限り建設コストの圧縮をいたしまして、決して華美ではなく、メンテナンスフリーになるような設計をしてみたいと存じますので、ぜひご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、質問の2のごみの収集の関係でございます。先ほど福井議員のほうにご答弁いたしましたので、その分につきましては大変申しわけございませんけれども、時間の関係で割愛をさせていただきます。

まず、ごみの収集日の関係でございますけれども、今まで組合でも改善してきた点について若干お話をいたします。平成14年度までは、祝日の収集は行っておりませんでした。したがって、祝日に可燃ごみの収集日が当たりますと、次の収集日まで待っていただいているというふうなことがございました。特にハッピーマンデーの制度が導入をされますと、月曜日にごみの収集日の地区は毎回休みというふうな形で、大変ご不便をおかけしておったのが現状でございました。そこで、平成15年度からは祝日でも可燃ごみの収集を開始いたしました。したがって、現在では年始の週を除いては、毎週2回の可燃ごみの収集は必ず行っているという状況でございます。

さらに、年末も平成20年度までは12月31日は収集を行っておりませんでした。したがって、1月1日から三が日を休みをいただきましたので、そうしますと丸1週間可燃ごみの収集のない地区が発生してしまうことがございました。こういったことが非常にクレームも多かったわけでございまして、早速平成21年度からでございますけれども、12月31日の収集も始めました。その結果、収集がない日は日曜日とお正月の三が日だけというふうになったわけでございます。したがって、年始も最低1回の休みだけで可燃ごみについては済むというふうなことでございます。また、ペットボトルも平成18年度から分別収集を開始しましたことから、かさばるものの分別ができ

ておりますので、可燃ごみの排出もある程度容積が確保できるのではないかというふうに思ったわけでございます。

しかし、ただいまご質問いただきましたように、大きな家族であったり、小さな子供でございますとか要介護者のいらっしゃる家庭では、どうしてもそういったかさばる可燃ごみの発生が多い家庭もあるかというふうに思っております。特に夏場については大変な思いをされているということでございます。しかし、やはり組合も費用対効果といいますか、厳しい財政の中でやっておりますので、そういったことを考える中で、この可燃ごみの収集の回数の増加については検討していかなければならないというふうに思っておりますので、ご理解を賜ればと存じます。

あと、それから不燃ごみでございますけれども、これについては月1回の収集ということで、これは特に今大きな問題は発生しておりませんので、これについては継続してまいりたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

議長（若林新一郎議員） 6番、出浦章恵議員。

6番（出浦章恵議員） 6番、出浦です。

火葬場の建設につきましては18から19億円、これが少しでもこれよりも下がった金額でできるならば、それでなおのことよろしいかと思えます。この計画につきましては、やはり設備的にはあれを欠くようものではなくて、あれに沿ったものといいますか、よくつくっていただいているというふうに、あの計画案を私は率直に申し上げまして見させていただいたのです。せっかくなのであれば、あの程度のものはやはり必要であるというふうに思っておりますので、名張の話は申し上げましたけれども、先ほどのような余り小さ過ぎるものだと、これからつくるものについて、何であんなものをつくったのだろかなと言われるようなものであってはならないというふうに思っておりますので、お話の中ではそういうふうに出させてもらいましたけれども、計画案にあるあの程度のものは、私はつくっていただくことがいいのだろかなというふうに基本的には思っています。その18から19億円がもう少し下げられるものかなというふうな思いでさせていただいたわけでありまして、その辺につきましてはそんなふうに率直な思いは申し上げさせていただきたいと思っておりますので、いずれにしろ多くの皆さんが期待をしているものでありますので、皆さんが納得のいくようなものがつくれることを私も祈っているところでありまして、そういう意味で皆さんと一緒にいいものをつくっていききたいという思いでいる一人でございます。

ごみにつきましては、先ほど市長の答弁で、住民サービスの利便性を求める、向上というような、こういうお話がございましたけれども、住民サービスということを考え、経費削減も確かにしていかなければならないということもわかっておりますけれども、この経費削減ばかりが優先するのではなく、住民サービスということで、検討課題であるという答弁をいただきました。検討はしていただけたらありがたいなというふうな思いであります。これにつきましては、そんなにくどくど言

うつもりもございません。ごみにつきましても、収集につきましてもきちんとやっただいてい
るというふうな認識でもおりますので、ふやすことができたなら市民の皆さんも喜ぶところがあるの
かなというふうに思っ、そういう思いでおります。どうぞよろしくお願ひいたします。

以上です。

議長（若林新一郎議員） 答弁はよろしいですか。

6 番（出浦章恵議員） はい、結構です。

議長（若林新一郎議員） 6 番、出浦章恵議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 1 1 時 1 1 分

再開 午前 1 1 時 2 2 分

議長（若林新一郎議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（若林新一郎議員） これより議案審議に入ります。

議案第 1 号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

森 真太郎事務局長 議案第 1 号の秩父広域市町村圏組合自立支援審査会条例及び秩父広域市町村圏
組合の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例につ
きましてご説明申し上げます。

本条例は、障害者自立支援法の一部改正に伴いまして、法律の題名が障害者の日常生活及び社会
生活を総合的に支援するための法律に改められたことから所要の改正を行ひまして、平成25年4月
1日から施行したいものでございます。

簡単でございますけれども、以上で説明を終わりにいたします。

議長（若林新一郎議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（若林新一郎議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長（若林新一郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

(「なし」と言う人あり)

議長（若林新一郎議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長（若林新一郎議員） 総員起立であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（若林新一郎議員） 次に、議案第2号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

(森 真太郎事務局長登壇)

森 真太郎事務局長 議案第2号の秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本条例は、住居手当、時間外勤務手当及び勤務1時間当たりの給与額の算出等について、人事院規則等に倣って規定したいため所要の改正を行い、平成25年4月1日から施行したいものでございます。

改正の概要といたしましては、まず住居手当の廃止でございます。議案第2号参考資料の3ページ、第9条の2をごらん願います。平成21年の人事院勧告により、持ち家に対する住居手当が廃止されましたが、組合では秩父市に準じて支給をしておりました。この持ち家に対する住居手当を廃止するものでございます。現在本規定による住居手当を受給している職員が111人おりますが、本改正によりまして年間で301万8,000円の手当が減額されることとなります。

次に、時間外勤務手当の積算の変更でございます。参考資料の4ページ、第13条をごらん願います。平成23年に超過勤務手当に関する人事院規則の一部改正が行われまして、月60時間を超える超

過勤務に係る超過勤務手当の引き上げに関し、超過勤務の積算基礎にそれまで除外されておりました日曜日も含まれることとなりました。本規則改正を受けまして、第13条第4項で時間外勤務手当の積算基礎に日曜日を含めまして、月60時間を超えて勤務した時間外勤務の時間に対しまして、1週間の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間に対しても100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給するとともに、同条第5項で時間外勤務代休時間を指定されました当該時間外勤務代休時間に勤務しなかったときに、時間外勤務手当の支給を要しないものの規定にするものでございます。

次に、勤務1時間当たりの給与額の算出の変更でございます。これは、参考資料の6ページ、第15条をごらんください。国家公務員には時間外、休日及び深夜の割増賃金を規定した労働基準法第37条が適用されませんが、地方公務員は同条が適用されるため、労働基準法の趣旨に沿った計算方法に改めるものでございます。現行規定では、給料月額に12を乗じて得た額を年間の勤務時間、2,015時間で除した額となっておりますが、これを規則で定める年間の時間外で除すこととしたものでございます。詳しくは、秩父広域市町村圏組合職員の時間外勤務手当に関する規則の一部改正を行いまして、勤務1時間当たりの給与額の算出について規定をいたしますけれども、給与を減額する場合の算出につきましては、1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た時間としまして、時間外、夜間及び休日勤務手当を支給する場合の算出につきましては、1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得たものから、週休日と重なる日を除いた休日及び年末年始の休日の勤務時間数を減じて得た時間を年間の勤務時間としたいものでございます。

以上が改正の概要でございますけれども、そのほかといたしましては常用漢字表の改正に伴う字句の改正等を行いたいものでございます。

以上で説明を終わりにいたします。

議長（若林新一郎議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

3番、金田安生議員。

3番（金田安生議員） 今説明されたのは結構なのですが、この時間外、特に時間外手当ですが、これに該当するような人いるのですか、60時間超えるのは。それどのぐらいの人数がいるのか、その辺を教えてください。それと、どんな業務なのか。

議長（若林新一郎議員） 管理課長。

（富田豊彦管理課長登壇）

富田豊彦管理課長 ただいまの金田議員さんのご質問に対してですが、組合の職員、これは事務局、それから消防ですが、現在60時間を超える時間外を行っている職員はございません。

直近で申し上げますと、今年度ですが、最長事務局の職員が58.5時間という職員がおります。それから、消防職員が37時間、これが今年度の最高の時間となっておりますが、事務局の職員にお

きましては、これは新火葬場建設業務の担当職員です。それから、消防については総務課の職員ということでございます。

以上です。よろしくお願いします。

議長（若林新一郎議員） 金田議員、いいですか。

3 番（金田安生議員） はい、オーケー。

議長（若林新一郎議員） 6 番、出浦章恵議員。

6 番（出浦章恵議員） 6 番、出浦です。

この件につきましては、職員組合の方たちには話し合いの場を持ったかどうか、話しかけを持ったかどうか、この点を伺いたいと思います。また、持たれたとすれば、相手方は納得がいくという返事だったかどうか、この点について伺います。

議長（若林新一郎議員） 事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

森 真太郎事務局長 出浦議員のご質問にお答えいたしますけれども、本組合の職員は労働組合、職員組合を設置しておりません。したがいまして、そういった交渉はしておりませんので、理事者の決定によりまして本日案をお示しいたしまして、お願いをしているという状況でございます。

議長（若林新一郎議員） 他に質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（若林新一郎議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（若林新一郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

6 番、出浦章恵議員。

（6 番 出浦章恵議員登壇）

6 番（出浦章恵議員） 6 番、日本共産党の出浦章恵でございます。議案第2号の秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論を行います。

週休労働の対価が振りかえ休日をとる週が同一週であるか、他の週であるかによって変わってくるということは著しく合理性を欠く、つまり労働の対価が休日をとる週によって異なるということでありまして、一般的に納得できることではないと思います。労働の対価は、いつ振りかえ休日をとろうと同様にすべきであると考えますので、反対の立場でございます。

反対討論を終わります。以上です。

議長（若林新一郎議員） 他に討論ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（若林新一郎議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（若林新一郎議員） 起立多数であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（若林新一郎議員） 次に、議案第3号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

消防長。

（浅見真一消防長登壇）

浅見真一消防長 議案第3号 工事請負契約の締結についてご説明を申し上げます。

本議案は、秩父消防署南分署建設工事請負契約の締結について、秩父広域市町村圏組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議決をお願いするものでございます。

まず、工事の名称でございますが、秩父消防署南分署庁舎建設工事（第一期）とし、建設場所は秩父市荒川上田野、現在の秩父市荒川総合支所敷地内に建設をするものでございます。

請負金額は2億685万円で、このうち985万円は消費税及び地方消費税でございます。

請負業者は、斎藤・丸稲特定建設工事共同企業体、代表構成員は秩父市下影森163番地、株式会社斎藤組、代表取締役、齊藤公志郎、その他の構成員は秩父市下宮地町18番21号、株式会社丸稲工務店、代表取締役、稲山良守でございます。

なお、本工事につきましては、昨年11月19日、制限付き一般競争入札の告示を行ったところ、3企業体から参加申請がございました。その後、1月16日に制限付き一般競争入札を執行いたしました結果、斎藤・丸稲特定建設共同企業体が落札をいたしました。入札額、落札率の詳細は別紙参考資料等でご確認をいただければと存じます。

また、この工事の履行期限は平成26年3月28日までとし、平成24年度、25年度の2カ年継続事業を予定しております。

次に、庁舎の概要でございます。2010年に公共建築物木材利用促進法が施行されたことから、木

材の促進と林業の再生、また地域経済の活性化も視野に入れ、分署の事務所部分を木造、室内を木質化とした内容で、今年度開所いたしました北分署と同様の設計となっており、設計費用の削減にも努めております。

敷地面積は、荒川総合支所駐車場の一部を秩父市から無償で借用したもので、1,447.8平方メートルとなっております。また、荒川総合支所の駐車場については、夜間や休日等は駐車車両もほとんどないということから、小規模の訓練等には利用をさせてもらうことも可能と考えているところでございます。

建物の床面積は1階499.62平方メートル、2階259.0平方メートルで、延べ面積758.68平方メートルの瓦ぶき2階建ての庁舎となっております。お手元に庁舎概要と平面図を配付をしておきましたので、ごらんをいただきたいと存じます。

なお、庁舎概要表の面積の単位が立方メートルとなっております。申しわけございません。平方メートルに訂正をお願いをしたいと存じます。

以上で説明を終わります。

議長（若林新一郎議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

5番、江田治雄議員。

5番（江田治雄議員） 5番の江田治雄です。2点お尋ねしたいと思います。

ただいまの説明をいただきましたが、この建設工事の第一期となっておりますが、これは二期、三期分けてあるのかどうか。その辺の内容をひとつお尋ねをしたいと思います。

それと、今説明がありましたが、建物の概要ですけれども、北分署とほぼ一緒ということで、図面を見てもわかるのですが、前回の一般質問もちょっとさせていただいたのですが、北分署を供用開始以降、現場の声を聞きながら、長く使う建物なので、使い勝手のいいものをお願いをしたわけですけれども、北分署での供用後の例えば職員からの調査であるとか、こういった検証はなさってこういった設計になったのか、お尋ねしたいと思います。

以上2点。

議長（若林新一郎議員） 総合調整幹。

（高橋徹也総合調整幹登壇）

高橋徹也総合調整幹 江田議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、1点目でございますが、一期工事、二期工事と分けた関係でございますが、入札不調によりまして設計の見直しをしなければならないということで、一期、二期に分けたわけでございます。一期工事につきましては、先ほども消防長が申し上げた全体の庁舎工事でございます。二期工事につきましては、外構工事というふうなことで仕様を分けて入札を行ったわけでございます。この入札方法につきましては、埼玉県庁の入札企画課企画・公共調達改革担当に相談したところ、問題な

いというふうな指導のもとに執行させていただきました。

次に、庁舎の設計の内容で、北分署と同じような設計というふうなことでご説明申し上げましたが、何点か職員等の意見、あるいは使用勝手等、まだ運用し日が浅いわけでございますけれども、検証させていただきまして、若干変更させていただいた部分がございます。その部分については、連絡車が軽自動車から普通車になるというふうなところで、車庫のホースの収納庫が消防車の脇に移動した点、さらには2階の仮眠室でございますが、食堂入り口に離れてあったわけでございますけれども、廊下の両側にまとめさせていただいたというふうなところを設計の段階で変更させていただき、さらに省エネ対策ということで、1階の事務室、さらに廊下の電球等、LEDランプに変更させていただいたということでございます。

以上でございます。

（「追加の関係の話」と言う人あり）

高橋徹也総合調整幹 済みません、追加でございますけれども、全員協議会でお話しさせていただきましたが、11月の議会一般質問におきまして、停電時の勝手場、食堂のレンジが使用できないというところにつきましても、停電時対応する自家発電から供給できるという設備にも業者と協議をしながら変更させていただき、さらにプロパンガスの配管も業者と予算の範囲内で検討させていただき、設置をしたいと考えております。

以上でございます。

議長（若林新一郎議員） 5番、江田治雄議員。

5番（江田治雄議員） ありがとうございます。

一緒に聞けばよかったのですが、日ごろの訓練をするための屋内スペースであるとか、そういうことも以前は検討するような話もあったのですが、そういったことについては必要ないということでのこの建物なのか、その辺だけ最後にお聞きします。

議長（若林新一郎議員） 消防長。

（浅見真一消防長登壇）

浅見真一消防長 江田議員の再質問ですが、必要ないという解釈ではございません。ご案内のとおり、敷地につきましては庁舎を建設する市町のご理解のもとに場所を候補地として上げてもらっているということもございます。それと、敷地のスペースにつきましても、その辺の関係がございましたので、やはり与えられた中で最良のものをつくるということで検討させてもらっているということでございます。

そして、7分署あるのを4分署にするわけで、とりあえず北分署が基本的にできましたので、十分精査、検討した内容であるというふうに私自身は確信をしておりますので、とりあえず南分署も同じものをつくっていくことで、ご理解をいただければありがたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（若林新一郎議員） 6 番、出浦章恵議員。

6 番（出浦章恵議員） 6 番です。

この制限付き一般競争入札という、この制限付きというのはどういう意味なのかがちょっとよくわかりませんので、ご説明いただきたいと思います。

それから、私は建設業界の関係、このことを全くわからないものですからお聞きをしたいと思いますが、この入札業者の J V、いわゆる共同企業体と言われるものですが、この組み方を変えているやり方というのは、これが変わっているというのはどういうことなのか、この組み方を変えているのはどういう意味があるのか伺いたいと思います。

それから 3 点目、この落札率を見ますと、いつも持ち上げるのですが、99.49%、100%、99.80%、極めて高い落札率なのですが、一般的に市民は納得をするでしょうか。こういった市民の声には当局はどのようにお答えになるのか、伺いたいと思います。

以上 3 点です。

議長（若林新一郎議員） 総合調整幹。

（高橋徹也総合調整幹登壇）

高橋徹也総合調整幹 出浦議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、3 点だと思うのですが、制限付きというふうな意味合いでございますが、これにつきましては建設工事、秩父地域の活性化を踏まえてというふうなことで、秩父郡市内に本店を置く業者を選定を限定をして行ったというふうなことでございます。

さらに、J V の組み方でございますが、これにつきましては建設業法の特定制建設業の許可を受けている代表構成員というのがありますが、代表構成員になる条件としまして、経営事項審査結果にかかわる建築一式の総合評定値が750点以上という点数がございまして、その該当する業者が3社秩父にあるわけでございます。さらにその代表構成員以外の構成員として、600点以上の業者が秩父には21者所在するわけでございますが、その代表構成員が代表構成員以外との話し合いというのですか、そういうところで組んだ J V ということで、我々のほうについてはどこことどの業者が組むというふうなところについては、参加申請があった時点でわかるということでございます。

3 点目でございますが、入札結果というふうなところで、99.49%と非常に高い入札結果となったわけでございますが、南分署も北分署も同じ代表構成員で、代表構成員以外の構成員が交代したというふうな特定制建設工事企業体が落札したわけでございますが、地方自治法施行令及び秩父広域市町村圏組合契約規則の規定に基づき告示をし、執行したところで、何ら問題はないと考えておるところでございます。ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

議長（若林新一郎議員） 6 番、出浦章恵議員。

6 番（出浦章恵議員） 答弁をいただいたのですが、済みません、私理解がちょっとよくできなくて、

制限付きというのは、秩父地域の活性化を踏まえてということなのですからけれども、この制限付きという、これはもう少しよく……。

(何事か言う人あり)

議長(若林新一郎議員) 消防長。

(浅見真一消防長登壇)

浅見真一消防長 制限付きというのは、業者を秩父地域に限定をして一般競争入札を行いますということなのです。要するに寄居だとか熊谷に本社のあるところは排除して、秩父地域に本社のあるところだけを一般競争入札を行うので、制限付きという言葉を使っているというふうに解釈をお願いできればというふうに思います。

議長(若林新一郎議員) 11番、大野喜明議員。

11番(大野喜明議員) 先ほど江田議員から一期工事とは、また二期工事は、その内容等が質問され、二期工事は外構工事ということでわかったわけですが、私は一期工事なり二期工事は業者も違う、電気機械設備かななんて思っておりました。そういうことでないということですが、この一期工事の内容はどこまでが一期工事なのか、またこの資料にあります2億685万円、これは一期工事ということだと思いますけれども、そのほかの二期工事、三期あるかわかりませんが、その辺のところの予算と工事の内容。例えば電気工事、機械設備等、それはどこに入るのでしょうかというところを教えてくださいたいと思います。

議長(若林新一郎議員) 総合調整幹。

(高橋徹也総合調整幹登壇)

高橋徹也総合調整幹 大野議員のご質問にお答えいたします。

一期工事につきましては、庁舎全般というふうなところでご理解をいただき、二期工事としましては外構工事というふうなところで、庁舎前の舗装、あるいはフェンス取付けというふうなものが含まれる外構工事、予算の関係につきましては、これから審議をいただく平成25年度の予算案の中に外構工事というところで1,249万5,000円を計上させていただいております。

以上でございます。

議長(若林新一郎議員) 11番、大野喜明議員。

11番(大野喜明議員) 東分署、北分署の資料見ますと、業者もまた別な業者を指定しているということがありますが、その電気建設工事については、そのところの予算とは、そうしますとこの資料の中にあります2億685万円の中に入っているのですか。そうではなくて、また別の予算。

議長(若林新一郎議員) 総合調整幹。

(高橋徹也総合調整幹登壇)

高橋徹也総合調整幹 大野議員の再質問にお答えいたしますが、金額については空調設備あるいは電気設備等々は全て庁舎建設の中に含まれているということでご理解をいただきたいと思います。

議長（若林新一郎議員） 8 番、浅海忠議員。

8 番（浅海 忠議員） 8 番、浅海です。

それぞれ何名かの議員が質疑させてもらったのですけれども、この内容を見させていただいたら、本当にほとんど北分署と変わらないなという中で、やはり北分署は皆野と長瀬が一緒になって、当然荒川の川のほうの災害にも対応するような船もあったり、いろいろなまた条件が違います。今度南分署は、荒川・大滝分署ということで、山岳もあり、また影森からも水槽が行くということで、車も大きい車が入ります。そういった中で、車庫が全く同じ大きさですよ、車庫の大きさ自体。そういったものがきちんと対応できているのかなと。私もこの前全協で資料いただきましたから、その後北分署行って見してきました。既に北分署の中で、竣工式のときにいただいたパンフレット、きれいながありますよね。非常にきれいになっています。車庫もきれいに整っています。しかし、人間の生活するのと一緒に、現実にはもう既に職員がそこで日ごろの業務に当たっている。そうすると、車の脇とか、やはり書庫だとかロッカーとか、いろんなものが置いてある。非常に狭いというふうに感じました。

そういったものをきちんと、先ほど5番議員からありましたけれども、検証しているのかなと。そういったものを検証した中で設計に当たってもらっているならいいと思うのですけれども、そうでないとやはりこういった施設、一度できればずっと使うわけです。途中で改築をしようとか、そういうことはできない。もうここまで進んでいることですから、なかなか変更はできないのでしょうか、やはりきちんと使っている人たちの話も確認したり、また当然この北分署と南分署は敷地も違いますから、これはいたし方ないことだと思います。しかし、そういった中で、そういった検証をやっぱりしているのかどうかということが一番疑問に思いました。

それと、これは次の補正予算に出てくることですが、先ほど設計も安くできたと。それはそうですね、全く同じですよというふうにしかならないぐらい、逆にこれ設計料が今回出ますから、次出るのですけれども、幾らでできたのでしょうか。当初幾らで、実際にはこの補正だと四百何万円減額になっているのですけれども、そうすると逆にそんなににかかるのかなというふうな思いもあるので、現実には幾らで設計ができたのか、ちょっとお聞きします。

議長（若林新一郎議員） 総合調整幹。

（高橋徹也総合調整幹登壇）

高橋徹也総合調整幹 浅海議員のご質問にお答え申し上げます。

車庫等の広さ等について検証がなされてあったかというふうなことでございますけれども、設計につきましては分署庁舎建設基本構想というふうなところで職員間等で検討させていただき、北分署ができたわけでございますけれども、北分署も運用後間もなく、まだ検証が最終的にはでき上がっていない状況で南分署の設計ができたというふうなところで、少ないかもしれませんが、職員からの意見等についても、多くの意見を聞いた中の基本構想よりできたということでご理解を

いただければよいかと思います。

さらに、設計費の削減でございますけれども、設計費の関係につきましては北分署が782万2,500円で契約を結びまして、南分署については304万5,000円で契約ができたということでございます。

以上でございます。

議長（若林新一郎議員） 8番、浅海忠議員。

8番（浅海 忠議員） 浅海です。

今調整幹のほうから聞きました。設計費が半分以上ですよね。これは、当然だと思いますけれども、逆に300万円もかかるのかいと。そっちのほうが違和感を思わないですかと。敷地が違っただけで、あとは建物がほとんど同じであれば、逆にこんなにかかるのかなというのが不思議なぐらい高い設計料かなというふうに感じました。別に答弁は結構ですけれども、やはり1軒の家建てるときに、個人であればそれこそ照明もそうですけれども、いろんなつくり、玄関もそう、それこそ電気のスイッチ一つとったって、どこへつけるとか、どういうものにしようとか、結構家庭内で家族と議論するのだと思うのです。そういったものがやはりきちんとなされていないのかなというふうにはちょっと感じました。長く使うものですから、ぜひいい施設をつくっていただいて、職員に長く使ってもらえるようなことを希望しまして、別に答弁は結構です。よくわかりました。

議長（若林新一郎議員） 他に質疑ございますか。

（「なし」と言う人あり）

議長（若林新一郎議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（若林新一郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（若林新一郎議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（若林新一郎議員） 総員起立であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時 03 分

再開 午後 零時 57 分

議長（若林新一郎議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（若林新一郎議員） 次に、議案第 4 号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

森 真太郎事務局長 それでは、議案第 4 号の平成24年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第 3 回）につきましてご説明申し上げます。

別冊になりますが、補正予算書の 1 ページをお開きください。第 1 条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億52万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を33億9,686万9,000円としたいものでございます。

第 2 条は、継続費の補正でございます。4、5 ページをお開きください。秩父クリーンセンター基幹的設備改良工事及び南分署庁舎建設工事の契約に伴いまして、総事業費が当初予算額に対しまして減額となったことから、年割額と合わせまして継続費の補正をするものでございます。

第 3 条は、繰越明許費の補正でございます。7 ページをお開きください。新火葬場建設に必要な敷地、隣接の太平洋セメント敷地の購入に当たり、事務手続に時間がかかりまして年度内に敷地測量業務の執行が完了する見込みが難しくなったため、繰越明許費を設定し、執行をさせていただきたいものでございます。

第 4 条は、地方債の補正でございます。8、9 ページをお開きください。ごみ処理施設整備事業、これは秩父クリーンセンターの基幹的設備改良工事になります。及び南分署庁舎建設事業の起債額が確定したことに伴いまして、それぞれ限度額を減額するものでございます。

歳入歳出補正予算につきましては、事項別明細書でご説明を申し上げます。14、15 ページをお開きください。まず、歳入でございます。第 1 款分担金及び負担金、第 6 目特別負担金は33万3,000円の増額補正でございます。補正後の額を6,958万6,000円としたいものでございます。これは、地方公務員災害補償基金に東日本大震災によります臨時特例的な支出でございます公務災害補償等給付費及び大震災に関連する公務災害防止事業に充てるため特別負担金を納めましたが、本負担金に特

別交付税により財政措置がなされたことから、秩父市を通じまして申請、納付をしていただいたものでございます。併せまして当初予算に計上しておりました清掃費に係る普通交付税算入分の特別負担金の額が確定したことによるものでございます。

第3款国庫支出金、第1目衛生費国庫補助金は3,017万6,000円の減額補正で、補正後の額を2,750万7,000円としたいものでございます。これは、環境省所管の循環型社会形成推進交付金が確定したことにより減額するものでございます。

第6款の繰入金、第1目基金繰入金でございますけれども、944万5,000円の減額補正で、補正後の額を1億1,743万7,000円としたいものでございます。新火葬場建設事業費の財源に充てている基金繰入金を207万2,000円減額するとともに、クリーンセンター基幹的整備改良工事の財源として当初予算に計上しておりました基金繰入金の未執行部分737万3,000円を減額するものでございます。

なお、説明欄にございます市道中央79号線の道路用地測量・設計業務委託負担金につきましては、火葬場の進入路として利用されております市道中央79号線の改良工事を新火葬場建設に係る地元下宮地町会との基本協定の中に位置づけたことから、現在秩父市において事業に着手していただきました。この事業の実施に当たりまして、広域組合から秩父市への事業負担金といたしまして、この事業費の20%を納めることとしたいことから、計上をいたしましたものでございます。なお、この負担割合につきましては、この市道を火葬場の利用者が利用する割合を勘案いたしまして決定をさせていただいたというものでございます。

第7款の繰越金、第1目の繰越金でございますけれども、1億2,258万3,000円の増額補正でございます。この金額は、平成23年度の決算剰余金の3億2,258万3,000円から平成24年度当初予算の繰越金の計上額2億円を差し引いたものでございまして、補正後の額を3億2,258万3,000円としたいものでございます。

第9款組合債は1億8,381万6,000円の減額補正で、補正後の額を7,580万円としたいものでございます。これは、秩父クリーンセンターの基幹的設備改良工事及び南分署庁舎建設工事契約に伴う事業費の変更によるものでございます。歳入合計で1億52万1,000円の減額補正となります。

続きまして、16、17ページをお開きください。歳出になります。第2款の総務費、第1目一般管理費につきましては68万7,000円の減額補正で、補正後の額を1億1,558万6,000円としたいものでございます。これは、組合ホームページリニューアルに伴います業務委託契約が安価でできたことによります減額でございます。

第3款民生費、第1目介護認定審査会費につきましては63万円の増額補正で、補正後の額を5,620万6,000円としたいものでございます。これは、厚生労働省で構築が進められております介護保険総合データベースが平成25年4月から運用されることに伴いまして、導入済みのソフトのバージョンアップに合わせまして介護保険システムの改修が必要となることから、委託料を増額するものでございます。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目結核予防費につきましては129万5,000円の減額補正で、補正後の額を1,770万円としたいものでございます。これは、撮影人数の減少によるものでございます。同項第4目斎場費は207万2,000円の減額補正で、補正後の額を1億4,476万6,000円としたいものでございます。新火葬場建設に係ります地盤調査業務を事業の進捗に合わせまして実施することによる委託料350万円の減額と、先ほど歳入のところでご説明申し上げましたが、市道中央79号線改築工事に伴う用地測量設計業務につきまして、本組合の負担分として負担金補助及び交付金142万8,000円を増額するものでございます。

第2項清掃費、第2目クリーンセンター費につきましては、1億5,446万2,000円の減額補正で、補正後の額を6億2,755万4,000円としたいものでございます。基幹的設備改良工事の年割りによる事業比率が確定したことに伴いまして本年度事業分が減少したことから、旅費につきまして20万円、委託料131万4,000円、工事請負費1億5,294万8,000円を減額するものでございます。

第5款消防費、第1目常備消防費につきましては1億3,832万2,000円の減額補正で、補正後の額を16億6,678万8,000円としたいものでございます。南分署庁舎建設工事に係る管理業務及び第1期工事の契約締結に伴いまして、委託料を439万5,000円と、工事請負費1億2,765万7,000円を減額するものでございます。南分署庁舎建設工事につきましては、先ほど工事請負契約の締結につきまして議決をいただいたわけでございますけれども、1回目の入札が不調に終わったことから、工事着工時期がおくれることによりまして、当初の予定に対しまして、平成24年度の事業の年割率が大きく減少いたしまして、このことが本年度事業費の減額の大きな要因となっております。また、南分署庁舎建設工事に伴う減額に加えまして、旧皆野分署、旧長瀬分署の解体工事が安価でできたことによります予算額との差額627万円を減額するものでございます。

第7款諸支出金、第1目公共施設整備基金費につきましては3,963万4,000円を増額補正で、補正後の額を4,136万6,000円としたいものでございます。当初予算の中に秩父クリーンセンター基幹的設備改良工事の財源といたしまして、一般財源に基金繰入金5,737万3,000円を見込んでおりました。本工事契約の前払い金5,000万円の支払いにこの部分を充当いたしましたところ、クリーンセンター費のところでお話し申し上げましたように本年度事業費が減少したことから、一般財源が1,036万6,000円となります。このため、基金繰入金分から支払った前払い金の5,000万円との差額でございます3,963万4,000円を基金に積み立てるための増額をするものでございます。なお、この差額分は国庫補助金及び起債を振りかえて財源充当をいたします。

続きまして、18、19ページをお開きください。第8款の予備費につきましては1億5,605万3,000円を増額補正でございまして、補正後の額を1億9,571万8,000円としたいものでございます。歳出合計で歳入合計と同額の1億52万1,000円の減額補正となります。

以上で説明終了いたします。

議長（若林新一郎議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

(「なし」と言う人あり)

議長（若林新一郎議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長（若林新一郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

(「なし」と言う人あり)

議長（若林新一郎議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長（若林新一郎議員） 総員起立であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（若林新一郎議員） 次に、議案第5号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

(森 真太郎事務局長登壇)

森 真太郎事務局長 それでは、議案第5号の平成25年度秩父広域市町村圏組合一般会計歳入歳出予算につきましてご説明申し上げます。

平成25年度予算編成に当たりましては、組合を構成をいたします市町の財政環境が依然として厳しい状況であることを踏まえまして見積もりを行ったわけでございます。先ほど管理者の挨拶でも申し上げましたが、新火葬場の建設事業、秩父クリーンセンターの基幹的設備改良工事、消防救急デジタル無線整備事業、消防分署の統廃合事業を組合の4大主要事業と位置づけまして、重点的な予算配分を行ったわけでございます。平成25年度の予算総額は49億6,482万2,000円となっております。このうち今申し上げました4大主要事業の関連の予算が21億656万7,000円ということでございます。平成25年度予算は、平成24年度当初予算と比較いたしまして15億2,836万6,000円の増額と

なっております。これらの主要事業が増額の大きな要因となっているものでございますが、予算額が増加することに鑑みまして、予算編成におきましては財源確保ルールでございますペイ・アズ・ユー・ゴーを徹底いたしまして歳出削減に努め、また歳入確保措置によりまして新規事業の財源に充てることとしたところでございます。

それでは、お手元の予算書の3ページをお開きください。先ほども申し上げましたけれども、第1条に定めるとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億6,482万2,000円としたいと存じます。これは、前年度当初予算総額と比較いたしまして15億2,836万6,000円の増額、率にいたしまして44.48%の増となるわけでございます。

内容につきましては、歳入歳出予算事項別明細書でご説明を申し上げます。14、15ページをお開きください。まず、歳入でございます。第1款の分担金及び負担金でございますが、節に定めます区分の10の負担金額の合計で25億2,734万9,000円で、前年度と比較いたしまして591万1,000円の減額、率にいたしまして0.23%の減となるわけでございます。歳入全体に占める割合は50.90%になります。ご案内のように、この市町負担金は組合格約に定めます負担基準に従って納めていただいているものでございまして、負担金の積算基礎につきましては確定数値を使用しております。なお、負担金明細書は55ページに記載してございますので、後ほどごらん賜ればと存じます。

次に、第2款の使用料及び手数料の第1項使用料、第1目衛生使用料は1,315万6,000円で、これは火葬場、霊柩車の使用料でございます。

次に、第2項手数料、第1目清掃手数料は2億3,109万7,000円で、主なものは処理施設への持ち込み手数料や有料指定ごみ袋手数料の廃棄物処理手数料でございます。第2目の消防手数料は130万7,000円で、危険物や火薬類煙火消費手数料でございます。

次に、第3款の国庫支出金、第1目衛生費国庫補助金は6億8,572万2,000円で、秩父クリーンセンターの基幹的設備改良工事に係る補助金でございます。第2目民生費国庫補助金は、障害程度区分認定等事業費補助金でございまして、例年年度末に補助金額が確定し、補正予算計上をさせていただいたものでございますが、受け入れ費目といたしまして当初予算に計上をさせていただきました。

次に、第4款の財産収入は、第1目財産貸付収入96万8,000円と、第2目利子及び配当金170万円でございます。第1目の第1節土地貸付収入及び第2節建物貸付収入は、秩父リサイクル事業協同組合に貸し付けております土地建物に係るものでございます。利子及び配当金は、公共施設整備基金利子の運用に伴うものでございます。

続きまして、16、17ページをお開きください。次に第5款の繰入金、第1目基金繰入金は2億1,926万8,000円、これは公共施設整備基金から新火葬場建設及び秩父クリーンセンター基幹的設備改良工事の一般財源相当額を繰り入れるものでございます。

次に、第6款の繰越金は1億5,000万円でございます。これは、平成24年度予算の予備費、現計

予算額の一部を新年度の繰越金として計上して、歳入財源とさせていただくものでございます。

次に、第7款の諸収入、第1項組合預金利子は30万円で、これは余裕資金の運用に伴うものでございます。同款第2項雑入は4,813万9,000円でございます。主なものは、説明欄に記載がありますように有価物の売却代でございます。

次に、第8款の組合債は10億8,581万5,000円で、これは秩父クリーンセンター基幹的設備改良工事並びに南分署及び西分署庁舎建設と消防救急デジタル無線整備に係る事業債を予定しております。起債充当率は庁舎建設が75%、消防救急デジタル無線整備事業が90%、クリーンセンターの改良工事が90%でございます。

次に、県の支出金は廃款となるものでございます。

続きまして、18、19ページをお開きください。歳出に移ります。まず、第1款の議会費は282万4,000円で、これは議員報酬や調査旅費、会議録調製委託料などが主なものでございます。

次に、第2款の総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は1億1,494万3,000円となります。前年度と比較いたしまして1,096万2,000円の増額となります。職員12人分の人件費が主なものでございまして、そのほか各システムの維持に係る費用などでございます。

続きまして、20、21ページをお開きください。第2目公平委員会費は4万8,000円でございます。第2項監査委員費は18万9,000円でございます。

第3款の民生費、第1項福祉費、第1目介護認定審査会費は5,592万8,000円でございます。これは、介護認定審査会委員の報酬でございますとか、職員人件費、審査会システムに係る電算機の借り上げ、ネットワーク通信代などが主なものでございます。第2目自立支援審査会費は1,082万1,000円でございます。これは、自立支援審査会委員報酬や職員人件費が主なものでございます。

続きまして、22、23ページをお開きください。次に、第4款の衛生費、第1項保健衛生費の第1目結核予防費は1,858万5,000円でございます。この事業は、圏域住民を対象といたしましたエックス線検診車によります撮影業務やフィルムの読影業務を秩父郡市医師会に委託して実施しておりますのでございます。

次に、第2目循環器検診費は731万5,000円でございます。この事業は、圏域内市町の小学校、中学生の児童生徒の心臓検診業務をやはり秩父郡市医師会に委託して実施しております。

次に、第3目救急医療施設費は5,508万2,000円でございます。これは、休日などの初期救急医療体制を確保するため、休日診療所、在宅当番医制、小児初期救急運営事業を秩父郡市医師会に委託して実施しております委託料の2,020万2,000円と2次救急医療体制として年間を通じまして毎日の夜間及び日曜日、国民の祝日等の救急患者の受け入れ体制を整備するため、病院群輪番制度へ参加する3病院、これは秩父市立病院、秩父病院、皆野病院への補助金3,488万円となっております。

次に、第4目の斎場費でございますけれども、1億3,629万3,000円でございます。これは、現秩父斎場の維持管理運営に係る経費を初め、新火葬場建設に係る経費でございます。新火葬場建設に

係る部分といたしましては、敷地造成測量、地質調査、それから建設設計業務の各委託料と、市営馬場の移転に伴う負担金及び火葬場への進入路でございます市道中央79号線改築工事等への負担金を計上させていただきました。なお、市営馬場移転負担金の設計業務分、用地測量業務分につきましては秩父市が実施していただく事業に対しまして、全額を市に納めるものでございます。

次に、24、25ページをお開きください。第2項清掃費の第1目清掃総務費は4,349万9,000円でございます。主な経費は、有料指定ごみ袋の製作購入経費や、このごみ袋の販売店への収納委託料でございます。

次に、26、27ページをお開きください。第2目のクリーンセンター費は20億2,572万8,000円で、前年度と比較いたしまして12億3,826万7,000円の増額でございます。これは、秩父クリーンセンターの運転、維持管理補修に係る経費に加えまして、平成24年度から3カ年継続事業で実施しております秩父クリーンセンター基幹的設備改良工事請負費14億5,196万1,000円を計上をさせていただきました。なお、平成25年度の進捗率が72.67%と工事が集中しておりますため、こういった事業費が大きくなっておるものでございます。

続きまして、28、29ページをお開きください。第3目の環境衛生センター費は1億4,794万1,000円で、前年度比860万3,000円の減額でございます。これは、職員人件費や廃棄物の資源化に係る委託料などでございます。

続きまして、30、31ページをお開きください。第4目の廃棄物収集費は2億517万5,000円でございます。これは、収集業者への委託料でございます。

次に、第5款の消防費は20億4,551万4,000円で、前年度比2億3,632万7,000円の増額でございます。消防職員数は165人で、平成24年度当初予算と比較いたしまして10人の削減となります。この職員人件費は、総額で12億8,956万4,000円となりまして、平成24年度当初予算に比較いたしまして5,527万6,000円の減額となるものでございます。

恐れ入りますが、予算書の6、7ページにお戻りください。平成25年度から実施いたします西分署庁舎の建設工事と消防救急デジタル無線整備工事をそれぞれ2カ年継続事業で実施するため、継続費の設定をさせていただきました。それぞれここに記載いたしました額が事業費の総額と年割額でございます。西分署庁舎建設工事は本年度40%、消防救急デジタル無線整備工事につきましては本年度50%を年割額として設定してございます。

また、恐れ入ります、33ページのほうに戻っていただきたいと思いますけれども、ここの委託料にそれぞれの工事関連の委託料を計上いたしました。

そして、次のページの34、35ページの工事請負費にそれぞれの工事費を計上させていただいてございます。

36、37ページをお開きください。第6款の公債費、第1目の元金は5,163万円で、前年度比651万1,000円の増額となっております。第2目の利子は1,160万7,000円で、前年度比10万5,000円の増

額となっております。これは、平成23年度に起債いたしました東分署庁舎建設及び消防車に係る組合債の元金償還の据え置き期間が終了したことから増加の要因となっておりますのでございます。

次に、第7款の諸支出金、第1項基金費、1目公共施設整備基金費は170万円で、公共施設整備基金の運用益を全額基金に積み立てるものでございます。

次に、第8款の予備費は3,000万円で、前年度と同額を計上させていただきました。

38ページ以降が給与費明細書などがございますけれども、これにつきましては説明を省略させていただきます。

以上で説明を終了いたします。

議長（若林新一郎議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

4番、落合芳樹議員。

4番（落合芳樹議員） 4番の落合です。

まず、25ページの市営馬場移転負担金、それから負担金が2つのっておりますけれども、この市営馬場のことについてお尋ねしたいのですけれども、今年度中に場所を決定するというような説明が以前ありましたけれども、どうなのでしょう。今の進捗状況をお聞きいたします。

議長（若林新一郎議員） 事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

森 真太郎事務局長 落合議員のご質問でございますけれども、これにつきましては市のほうに確認をしておりますが、今年度中には市営馬場の移転候補地を決定するよう現在努力をしておるといふふうに伺っております、その後、結果につきましてはまだ詳細には承っておりませんのが現状でございます。

議長（若林新一郎議員） 4番、落合芳樹議員。

4番（落合芳樹議員） わかりました。もっと具体的にと思ったのですけれども、そういうふうな状況ということで。私も広域のことにつきましては、市議会の中の会派の広報紙に、市営馬場は今年度中に移転先が決定してというようなことを書いた経緯がありますので、お聞きいたしました。たしか羊山か、あるいはミューズパーク、2つ候補地を聞いたような覚えがあるのですけれども、そういうことでお聞きしたのですけれども。

次に、35ページ、南分署の関係なのですけれども、これは議案としても出てまいりまして、決定したことなのですけれども、南分署の入札結果の資料がありまして、これが第一期、第二期があるということで35ページの上段のほうに載っておりますけれども、二期工事は外構工事というような説明で、一期工事のほうに南分署庁舎全体の工事というような説明があったのですけれども、金額のほうに予算書に載っている1億9,650万7,000円ですか、これ税込みだと思っておりますけれども、これが入札結果を見ると2億6,850万円ということで差があるのですけれども、この辺はどうか

お聞きいたします。

議長（若林新一郎議員） 総合調整幹。

（高橋徹也総合調整幹登壇）

高橋徹也総合調整幹 落合議員のご質問でございますけれども、その金額につきましては建設工事の今年度５％、来年度９５％の金額でございます。継続事業ということで、今年度５％、来年度９５％ということで、９５％の工事進捗率の金額を来年度予算に計上させていただいたわけでございます。

以上でございます。

４番（落合芳樹議員） わかりました。了解しました。

議長（若林新一郎議員） ６番、出浦章恵議員。

６番（出浦章恵議員） ６番の出浦です。

落合議員から出ましたけれども、市営馬場の関係につきましては、もう少し具体的なものが出るのか、お答えがあるのかと思ったのですけれども、広域だから聞けるので聞かせていただきたいと思うのですが、この馬場については、昨年ですか、ミューズパークの何側というのでしょうか、坂になっていて、馬が走りよいのではないかとということで調査、現地調査というのですか、それをするということで、したというお話を聞きました。その後について、羊山についてするのだと、したのだということを、乗馬クラブの方からお話をしたのだそうですということを伺いました。その点なのですが、お祭りのときの花火や何か上げる関係で、羊山に決めるのだというようなお話が何か一部の人は聞いているというようなお話でしたけれども、そうすると花火を上げるときには馬を移動させるのだと。影森の広くある、どこでしょうか、影森に移動させるのだというお話を聞いています。そういう関係もあるのに、羊山ということなのかどうなのかというようなお話が乗馬クラブの方からも聞いております。ちょっとその辺のことがよくわかりませんが、新たな移動をしておく、影森の地域という候補もあるのではないかと話もあるという、そういうお話も聞きましたので、もう少し詳しいお話を聞けるのかと思いました。

それから、委託料の廃棄物処理手数料収納委託料の関係なのですが、この点についてはさらなる形は前回引き下げがされたわけですが、さらなる引き下げが可能なのではないかとこの気持ちを持っておりますけれども、この点について全く検討はされていないのかどうか。

それから、この関連になりますけれども、ごみ袋の製造会社に、この前、前回等でも申し上げました。この袋の関係につきましては製造会社に、販売小売店に配送もさせていると。これも最初からやっているわけなのですが、この点についての、これはおかしいのではないかとこのことも申し上げたのですが、この辺も検討をしていただいたかどうか、ちょっと関連になりますけれども、伺いたいと思います。

議長（若林新一郎議員） 事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

森 真太郎事務局長 出浦議員のご質問でございます。まず、第1点目の市営馬場の移転に関する状況というようなお話かと存じます。これも市のほうの担当部のほうからお聞きした範囲でございます。今出浦議員がおっしゃいましたようにミューズパークと羊山公園ですか、用地の2つを検討されたというふうに聞いておりまして、そういった中で私が聞いている範囲では、秩父の乗馬連盟のほうには、羊山公園の用地でどうでしょうかという提案をされたというふうには聞いておりまして、現在それで調整が進められているのではないかとというふうに伺っております。先ほど話されましたように、夜祭の際の花火に伴う音によって馬がおびえますので、影森グラウンドのほうに移転するという話も検討されているというような話も伺っているところでございます。私のわかる範囲はそういったことございまして、現在鋭意乗馬連盟との調整が進められているというふうに伺っているところでございます。

それから、ごみ袋の引き下げの関係でございますけれども、これについては平成23年度から33.3%の引き下げを実施いたしまして、お世話になっているということでございまして、現在次の値下げといえますか、については検討しておらないのが実情でございます。

それから、袋の配送といえますか、製造から配送、これを業者のほうに一括してお願いした契約をさせていただいていると。これは、先ほど出浦議員もおっしゃいましたように、当初からそういう形でお世話になっておりまして、これについては特別な大きな問題は発生しておらないと。私どものほうでも、手数料の債権管理もしっかりしておりますし、また業者も信頼できる業者でございますので、そういったことはミスはなくできておりますので、こういった制度については引き続きこういった制度で継続していきたいというふうに考えております。

議長（若林新一郎議員） 12番、四方田実議員。

12番（四方田 実議員） 12番、四方田です。1点だけちょっと教えていただきたいと思います。

歳入のほうの16、17ページのところに雑入というのがありますけれども、この雑入の中で説明欄に生命保険料等徴収事務手数料、これは生命保険はもらうほうになるのですよね。どこからもらうのですか。

それと、その欄の有価物売却代金というのがありますけれども、4,335万6,000円、雑入というよりはかなりの大きな金額ですけれども、この内容について教えていただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

議長（若林新一郎議員） 管理課長。

（富田豊彦管理課長登壇）

富田豊彦管理課長 それでは、四方田議員さんのほうのご質問のうち生命保険料等徴収事務手数料、172万7,000円でございますけれども、こちらについて私のほうからお答えをさせていただきます。

ここにも書いてございますとおり、生命保険料掛金の徴収事務、これは組合のほうで行っておりますので、それにかかる手数料ということで保険会社のほうからいただくものでございます。具体

的には、1つが民間の生命保険会社、現在7社ございますけれども、そちらのほうからいただくもの、それから全国市長会、こちらのほうの団体定期、任意共済、個人年金、こちらのほうの事務手数料、それと都市職員共済のほうの火災共済、自動車共済、これらの事務取扱手数料ということで、これらを合算いたしまして172万7,000円というような内容となっております。

以上です。

議長（若林新一郎議員） 環境衛生センター所長。

（小池好美環境衛生センター所長登壇）

小池好美環境衛生センター所長 四方田議員さんのご質問にお答えします。

この有価物売却代というのは、歳出のほうで金属類とか、いろいろ選別、収集してきた、収集のときに出す金属とか、あと紙、あとペットボトル、そういうものを売り払った金額になっております。それを平成23年度の11月から平成24年度の実質数量を算出しまして、それに24年度の、市況がいろいろ変動しますので、24年度の単価を掛けて合計したものでございます。項目としましては、瓶、缶とかの売却代、紙類、あと金属類、それとアルミ、ペットボトル、あと廃棄携帯電話、布・衣類、それと小型家電製品の合計でございます。

以上でございます。

議長（若林新一郎議員） 12番、四方田実議員。

12番（四方田 実議員） ありがとうございます。

生命保険の手数料をいただくというのは、職員の方々が保険に入っている、それを我が組合のほうで代表して徴収したので、その保険料の手数料をいただけるということなのですね。

議長（若林新一郎議員） 管理課長。

（富田豊彦管理課長登壇）

富田豊彦管理課長 四方田議員さんの再質問についてお答えさせていただきますが、言葉がやはり足りなくて申しわけなかったのですが、おっしゃるとおりでございます。組合の職員がそれぞれ生命保険入っておりますけれども、それらの生命保険の掛金、これは給与から控除して、各保険会社のほうにお支払いをしております。そのお支払いにかかる手数料ということで、保険会社のほうから事務手数料という形でいただいている部分というふうな形になります。

議長（若林新一郎議員） 12番、四方田実議員。

12番（四方田 実議員） ありがとうございます。わかりました。

それから、有価物かなり、4,335万6,000円なんていうと、一つの事業の収入ぐらいに何か金額としてはなるのではないかと思いますので、これにかかる費用というのは歳出のほうに出ているのですか、この収入を得るために。特にそれはないのですか。この収入を得るために費用負担ということはないのですか。

議長（若林新一郎議員） 事務局長。

(森 真太郎事務局長登壇)

森 真太郎事務局長 四方田議員の質問にお答え申し上げますけれども、歳出のほうでは環境衛生センター費の委託料に、これは31ページになりますけれども、廃棄物受入管理資源化業務の委託料ということで、8,215万5,000円の委託料を計上してございます。これは、秩父環境衛生センターのそういった受け入れたごみから資源ごみを抽出する業務を、これ秩父リサイクル事業協同組合という秩父郡市内の古物商で構成しております組合に委託して、この業務を実施していただいております。その委託料が計上されておりますけれども、この業務の中で抽出されたものが、先ほどの歳入の有価物の売却代ということでご理解を賜りたいと存じます。

議長（若林新一郎議員） 12番、四方田実議員。

12番（四方田 実議員） わかりました。ありがとうございました。

議長（若林新一郎議員） 9番、富田能成議員。

9番（富田能成議員） まず最初に、今回予算書を拝見したのですが、説明のところに明細をつけていただきまして、私1年前の定例会で明細がわかるようにお願いしますと申し上げたのですが、ことしはつけていただいて、非常にわかりやすくなったと思います。これは、明細出すのはなかなか勇気の要ることではありますし、手数料がふえる中でやっていただいて、大変ありがたいと思いました。

2つ質問させていただきます。まず、予算全体に関してなのですが、今回49億6,400万円と、かなり大型の予算になっています。これは、4大事業が重なってあるということですし、財源もある程度確保していただいているということなのですが、その予算全体の水準観をどう考えるかです。例えば地域公共団体だと、これは税収があって、入りがはっきりしているから、どのぐらいだったら健全かどうかというのがはっきりするのですが、この広域組合の場合はそこがどのくらいが身の丈かというのが非常にわかりにくいと思います。ですので、そのこのところを今のこの水準観、今回は49億円、これは去年よりも15億円多いのですが、この予算規模の水準というのが我々の身の丈に照らし合わせて適正なのか、あるいは将来的にはもう少し削っていかないといけないのかという部分の見解を教えてくださいというのが1点です。

2つ目は、人に関してなのですが、43ページです。今年度の職員数の増減がここに記されています。これまでいろいろと経費の削減努力とかされている中で、特に消防の分野が分署の統廃合を進められて、要員計画というのが中長期でつくられて、削られてきているということで理解をしているのですが、昨年に比べて25年度も10名減少の計画になっています。実際にこの要員が減ってくる中で運営上支障が出ていないか、あるいは分野、一般事務という分野と消防という分野で過不足感が今現場ではどういうふうに捉えられているかというところを確認をさせていただければと思っています。

以上2点です。

議長（若林新一郎議員） 事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

森 真太郎事務局長 富田議員のご質問にお答え申し上げます。

富田議員もおっしゃいましたように、一部事務組合の場合には自主財源等がないということでございます。したがって、市町の普通地方公共団体と違って、どうしても歳出ありきの予算計上、予算組みになってしまうという嫌いがあるわけでございます。そういった中で、25年度は49億円という大型の予算を組ませていただきたいというお願いでございますけれども、これは先ほど話しましたように4大事業、これが約21億円を超える予算規模があるわけでございます。通常ですと、この21億円という事業がなければ、単純に引き算いたしますと約30億円ぐらいの事務費といいますか、この組合を運営していくための経費が出てくるのではないかなというふうに思っているわけでございますけれども、いずれにしてもこういった組合のそういった歳出ありきの予算編成については、十分そういった構造的な問題もありますので、事務部局でも十分検討して、構成市町との財政状況を見ながら当組合の運営をするということが一番でございますので、そういった形での今後の予算編成をしてみたいというふうに考えておるところでございます。

それから、職員の過不足、事務部局について申し上げますと、事務部局につきましては24年度と25年度は同人数の職員数ということで今予定をしております。そういった面では、事務部局については当面はこの人数で足りていくのではないかなというふうに思っているところでございます。

消防につきましては、また消防のほうでお答え申し上げます。

議長（若林新一郎議員） 消防長。

（浅見真一消防長登壇）

浅見真一消防長 富田議員さんのご質問でございますけれども、消防の職員数の関係でございます。

確かにおっしゃられるとおり来年度165名ということになるわけでございますけれども、その人数が果たして消防職員数として適正かどうかということの質問かなというふうにも思うわけですが、やはり考え方としましては、消防職員として与えられた人員、その与えられた職員数の中で最高の技量、いわゆるパフォーマンスを発揮するということが大事なというふうに一番感じております。具体的に言いますと、消防車1台に乗車する人員は、消防整備指針の上では5人ということで決められておるのですが、実際のところは秩父消防としましては3人から4人の人員しか乗車ができていないというのが実情でございます。その人員の中で災害に立ち向かうということになるわけでございますけれども、やはり今申し上げましたように、その中でチームワークを組んで、最高のものを発揮していくという考え方かなというふうにも思っているところでございます。

もし大規模な災害が発生した場合には、いわゆる秩父消防の消防力を上回る災害が発生した場合には、やはり住民サイドにも、あるいは我々職員サイドにも危険性、いわゆるリスクというものが当然出てくるわけですが、その辺を職員もよく理解をしながら、平素の訓練等で充実した体

制を築いていくということがよろしいのかなというふうには思っております。職員数が適正かどうかということに答えているかどうか分かりませんが、今の時点ではそういうふうには答えるしかできないかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

議長（若林新一郎議員） 16番、小菅高信議員。

16番（小菅高信議員） 予算全体のことでちょっとお伺いします。

来年度、25年度予算は15億2,836万6,000円多くなっていますね。それは、各市町ではどのぐらいの増になるのかわかりませんが、例えばこの事業は自治事務として、例えば秩父市なら秩父市がやった場合に、地方交付税というもののの中に本来算入されるようなものがどのぐらいあるのか、それが各町村に、これは地方交付税として次年度、あるいは25年度に入ってくる、そういう金額は算定できるものなのかどうなのか。これは一部事務組合ですから、全部事務組合でやるならば、市がやったほうがいいわけで、一部でこういう事業をやるということは、地方交付税にどれだけ算入を、例えば小鹿野町には繰出金が当然多くなるわけですね。これ最後のページですか、来年度の負担金の明細が出ていますけれども、小鹿野町で3億5,000万円、秩父市で14億1,304万4,000円ですね。特別負担金というのがありますが、これは設置場所が秩父市だから、秩父市を經由して入ってくるという金額なのでしょうけれども、一つはこの場合は何で入ってくるお金なのか。基本的には、地方交付税に各市町で、広域でこれだけ事業やるから、これだけの交付税割り増しをつけてよというようなことが来年度、また後年度であるものかどうか、その辺をまずお聞きします。

議長（若林新一郎議員） 事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

森 真太郎事務局長 小菅議員のご質問にお答え申し上げますけれども、この広域組合の諸事業、これが各市町の交付税のほうに反映されているかどうかというご質問かと思うのですが、私も十分によく理解していない部分もあるのでありますが、各交付税の算入の費目には消防費ですとか清掃費、そういったものは入っておるというふうに理解しております。したがって、市町の負担金が全額交付税算入されているかどうか、ちょっとその辺は私も事務を担当していないのでわかりませんが、費目としては入っていると。基準財政需要額に入っているという理解でおるところでございます。

議長（若林新一郎議員） 管理課長。

（富田豊彦管理課長登壇）

富田豊彦管理課長 小菅議員さんのただいまの交付税算入の話かと思うのですが、まず特別負担金、先ほどお話のありました予算書の55ページ、秩父市に特別負担金ということで6,830万6,000円計上されておりますけれども、この部分につきましては、今いるこのクリーンセンターを建設する際に財源対策債として起債を起しております。その償還金に係る部分ということで、元利償還は

終わったのですけれども、20年間償還の中で算定していただけるという部分がまだございます。その部分が秩父市を経由して従来入ってきていた部分で、継続して今秩父市のほうから入れていただいている部分ということで、こちらに計上させていただきました。

それから、ほかの部分での交付税算入というところなのですけれども、予算書で8ページに地方債をのせさせていただいております。この中で、ごみ処理施設整備事業、それから消防救急デジタル無線整備事業、こちらについては交付税算入があるという情報のもと、今手続のほうを進めさせていただいております。今後につきましては、この建物、クリーンセンターをつくったときは秩父市を経由して交付税算入申請をして算入していただいたわけなのですけれども、今後につきましてはそれぞれの市町を経由して、通常の負担金、例えばごみ処理ですと清掃費の負担金の中に含めましてやっていただく、消防ですと消防費のほうの負担金に含めましてやっていただくということで、特別負担金という形ではなくて、それぞれの市町から申請をしていただいて、その分負担金として納めていただくような形にしていくということで考えております。

議長（若林新一郎議員） 16番、小菅高信議員。

16番（小菅高信議員） 当然一部事務組合でも交付税対象になるものがあると私は思っているのですけれども、交付税というのはご存じのとおり主要国税5税のうちから、ほとんどパーセント違うのだけれども、おおむね30%ぐらいを徴収して、例えば所得税だとか法人税、そういうものの全収入の35%とか33%とか、それを徴収した額を積み立てて地方交付税として地方に戻すという、そういう仕組みになっていますね。これは大体足らなくて、交付税特会の中でも、特会そのものも赤字になっているけれども、これは一つの提言として、繰出金で町が繰り出して、町へ交付税戻すという考え方と、あるいは一部事務組合でもこういう事業やるのだから、これは交付税見ろという考え方と2つあると思うのですけれども、これは財源がない組合ですから、全部が繰出金で賄っているという中で、こういう事業やるからこれだけの今年度交付金で、地方交付税で戻せといっても、なかなか総務省、これ一概にわかったということは言わないと思うのだけれども、ちょうどいい機会なので、ちょうどいい機会というのは、総務大臣の新藤さん埼玉県の人ですし、副大臣も埼玉県の人だし、市長や首長さんが行っても非常に話しやすいという、同じ埼玉県人ということで話しやすいという立場にいると思うので、その辺のところも強く要望して、やっぱり将来私は秩父は一つになるべきだと思っているのだけれども、これは全部秩父市の自治事務でやればこうですよと、それから組合で交付税を町村に戻してやればこうですよと。一部事務組合であっても、こういう事業に対しては交付税を戻しますよという3つ考え方があると思うのだけれども、その辺もひとつよく詰めていただいて、大体のあれはわかるのだけれども、詰めていただいて、将来の参考にしてもらえればいいと思うのです。

20年も30年も後はこういう議論をしないで、秩父市長に秩父の市会議員が質問するということで済む時代が来るとは私は思っているのですけれども、これが私もよくわかりません。わかりません

けれども、どういうお金が、税金がどういうふうに戻元されるのがいいかという一つの問題提起としても、将来よく研究、勉強されて、そういう総務大臣や副大臣が埼玉県から出ているわけですから、そういうときに一つの考え方としても提言していけるような根拠、あるいはそういうものを示して総務省と話し合っていたきたいと思うのですけれども、その辺はいかがですか。

議長（若林新一郎議員） 管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

久喜邦康管理者 地方交付税が秩父市経由ということなのですが、私も就任したときにこのからくりを知って、こういう形でしかないという現状なのです。ただ、国のほうからこういう形を示されているわけですから、それに逆らうわけにはいかないわけですが、いずれにしても交付税というものを各自治体で振り分けて、そこから持ってくるのがいいのか、その辺は正直なところ詰めてはないというのが現状です。

果たしていいのかと、小菅議員からの新たな提案ということで心にとめておいて、検討させていただきたいと思いますが、いずれにしても地方交付税が今減額される、秩父市にとってなのですから、小鹿野町もそうかもしれませんが、合併10年で、多少5年伸びたといっても、いずれ一本化されるわけですから、そういう中で大変厳しい状況ですので、これは交付税、特に特別交付税ということだったので、先日来国のほうに要望を出したのは秩父市の現状でした。2回にわたって行き、そして今小菅議員からありました総務省の関係の政務官のほうにもこの秩父市の現状をお伝えに行くのが、この2月21日ですか、予定しております。ですから、そういう要望活動を行いながら、この秩父市に、また秩父地域に振り分けられるような交付税というような、そういう話もできるかと思っておりますので、その辺のところでも情報共有させていただければというふうに思います。いずれにしても、今小菅議員の新たな提案ですので、心にとめておき、また検討も考えていきたいと思っております。

以上です。

議長（若林新一郎議員） 8番、浅海忠議員。

8番（浅海 忠議員） 8番、浅海です。

長時間になりまして、大分管理者も疲れているようでございますが、先ほど9番議員から職員の適正人員というお話がございました。これは、今回浅見消防長以下15名の優秀な幹部職員が退職ということで、本当に長いことご苦労さまでした。そういう中で、当然新しい職員が入ってくる。それで165人ということです。

これは、ぜひ管理者にお願いなのですが、先ほど9番議員も言っていましたように、消防長からは与えられた人数ということとはよくわかります。しかし、やはり現場をよく見て、各分署、また本署等の配置を見た中で私が感じることは、やはり工場と同じだと思っております。また、逆に言えば鉄道会社とか、24時間365日、いわゆるノンストップで動いている業務だと思っております。そういった

中で、やはりきちんとした年間の稼働日、または休日、そういったものを適正に見ていくと、実際どれだけの人数が必要なのか、これはぜひ管理者にお願いします。そういったものをぜひ研究していただいて、何名が適正なのかということを管理者側のほうからひとつご教示いただくような形で提示を、将来ですね、近い将来お願いします。これは要望ですが、管理者のほうから所見があれば伺いたいと思います。

議長（若林新一郎議員） 管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

久喜邦康管理者 消防が今回減るところで、消防長のほうからも人員適正化計画を聞いて、こう減らしていくところを、計画的なものを聞いております。確かに消防は、機械が大切であることは間違いありませんが、それよりももっと大切なのはマンパワーだと思います。ですから、その適正化計画に合わせた形で減らしてのかどうかというところ、これもいま一度しっかり心にとめて検討したいというふうに思います。

今分署が統合される中で、それぞれの分署がなくなったところがあるわけです。それが統合された結果になったわけですが、そういう地域にとってはやはり人がいていただくということが、それがイコールきめ細かいサービスにつながりますので、そういう意味で、その分署統合のある期間だけでもある程度確保していくということ、人ですが、確保していくということが必要なのかなというふうに思っています。そういうところで、またどうも人が足りないようなニュアンスの感じがしましたら、そこで新たな募集をかけるということも考慮しますので、また地域の実情をよく踏まえまして対応していきたいというふうに思います。

ちょっと思い出したことなのですが、秩父市にとってなのですが、市立病院で、今産婦人科、産科のほうで1軒になって、そこに市立病院の看護師、助産師を送り込んでいるところで、去年だったかな、3回ぐらい看護師の募集を行ったのです。結局市の職員もずっと落としているのですが、看護師だけでも10名増加させました。ですから、結局全体の市職員七百何名中、一般事務職は10名減っているのですが、看護師が結局10名ふえているので、プラ・マイ・ゼロなのです。これは、看護師という病院職ですから、マンパワーということで人をふやすことを私基本にしましたので、急遽募集を3回ぐらいかけたという経緯。だから、この消防署もそうかなというふうに今思っており、必要があれば、また地域の声を聞きながら募集をかけます。ですから、そういうところでまた議員の各位におかれましても、消防の現状、一番先にお耳に入りますので、いろいろな情報をお寄せいただきまして、こちらに寄せていただければ十分に検討する余地はございますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

議長（若林新一郎議員） 他に質疑ございますか。

（「なし」と言う人あり）

議長（若林新一郎議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（若林新一郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

6番、出浦章恵議員。

（6番 出浦章恵議員登壇）

6番（出浦章恵議員） 6番、日本共産党の出浦章恵でございます。私は、議案第5号 平成25年度秩父広域市町村圏組合一般会計予算に反対の立場から討論をいたします。

何度も申し上げておりますので、簡単に理由を申し上げます。有料指定ごみ袋につきましては、価格の引き下げが行われました。しかし、私たちはかねてより要望してまいりまして、33.3%の引き下げが行われたという答弁が先ほどもございましたが、一定の前進であるとはもちろん考えております。しかしながら、さらなる引き下げが可能であると考えておりますので、この前の引き下げのときにも、せめて半額に引き下げるべきであったというふうに率直に申し上げます。さらなる引き下げを望んでおります。さらに、地方自治法第227条に照らしまして、ごみ袋代に手数料を上乗せしてもよいのかという、このことにも疑問を持っておりまして、この件の解決もされておられません。

また、昨年11月定例会で、平成23年度の秩父広域市町村圏組合一般会計歳入歳出の決算の認定のときにも申し上げました。反対討論の中で申し上げましたが、ごみ袋の小売販売店への配送をごみ袋の製造会社にさせているという、こういうやり方にも疑問を持っております。確かに今現在は問題は起こっていないかもしれませんが、一度問題が起きました。このことは、この前も申し上げました。確かにコストの削減という点では、そういう当局のおっしゃる削減なのかもしれません。しかし、まだこのことにつきましてはきちんと調査もし、精査もしておりませんので、これが果たして削減になっているのかどうか、このことはやはり疑問があります。コストの優先ばかりが優先されれば、どのような配送がされていても知らずにいるということが実際ありましたから、やはりこのやり方は余りよろしいとは私は思っておりません。顔の見える形での配送が望ましいし、安心安全であるということが言えると思います。これがこの前申し上げました、このことが一歩間違えと事件にも発展しかねない、こういう問題でございました。小売店の人間がいないところで、配送した製造業者の人間が探しあぐねて、その店の判こをついて持っていきたいのに、これは人間がいない場所で製造会社の人間がその判こを探しまして判こを押していったと、こういうことが過去に

ありましたので、これは一步間違えば大変な事件に発展するということでもあります。今現在の会社はそういうことは、問題が指摘されるようなことは起こっていないという先ほどの答弁であったと思います。しかしながら、顔が見える形で配送されるのがやはり一番いいのだと、私はこの点だと思いますので、譲れないところであります。

したがいまして、いろいろ申し上げましたが、この予算には私申し上げましたこれらの点が反映されておりませんので、賛成ができないということでもあります。

反対討論を終わります。以上です。

議長（若林新一郎議員） 他に討論ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（若林新一郎議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（若林新一郎議員） 起立多数であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第6号、議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（若林新一郎議員） 次に、議案第6号と議案第7号の2件を一括して議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

森 真太郎事務局長 議案第6号の埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について及び議案第7号 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更についてご説明申し上げます。

埼玉縣市町村総合事務組合の組織団体でございます久喜地区消防組合、埼玉西部広域事務組合及び加須鴻巣学校給食センター組合を平成25年3月31日をもって脱退させること及び平成25年4月1日から同組合に埼玉西部消防組合及び埼玉東部消防組合を加入させること並びに同組合規約を変更することについて、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体の協議を経まして埼玉県知事の許可を受ける必要があるため提案をさせていただくものでございます。

以上でございます。

議長（若林新一郎議員） 以上で説明が終わりました。

これより議題となっております2件の議案に対する質疑に入ります。

(「なし」と言う人あり)

議長(若林新一郎議員) 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議題となっております2件の議案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(若林新一郎議員) ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

(「なし」と言う人あり)

議長(若林新一郎議員) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長(若林新一郎議員) 総員起立であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

続いて、議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長(若林新一郎議員) 総員起立であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

○閉会の宣告

議長(若林新一郎議員) 以上で今期定例会の議事は全て終了いたしました。

これをもって、秩父広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 2時21分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

平成25年2月13日

議 長 若 林 新 一 郎

署名議員 福 井 貴 代

署名議員 浅 海 忠

署名議員 富 田 能 成